

議 事 日 程

平成30年第2回浜中町議会定例会

平成30年6月6日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第2号	中標津町への北海道林業大学校設置に関する意見書の提出について
日程第 7	発議案第3号	核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出について
日程第 8	報告第1号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第2号	専決処分の報告について
日程第10	報告第3号	平成29年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第11		一般質問
日程第12	議案第35号	浜中町空家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第13	議案第36号	浜中町漁業近代化資金利子補給条例の制定について
日程第14	議案第37号	浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第38号	浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

		予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 3 9 号	浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから平成30年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって2番堀金議員及び3番鈴木議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から、本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君）（口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君）

お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から7日までの2日間とした
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から7日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係諸会費等については、記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第2回浜中町議会定例会に議員全員

の御出席をいただき、誠にありがとうございます。先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より、教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

◎日程第6 発議案第2号 中標津町への北海道林業大学校設置に関する意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第2号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (発議案第2号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。
これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議案第3号 核兵器禁止条例の署名と批准を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について提案者の趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 核兵器禁止条約の日本政府の署名と基準を求める意見書について趣旨説明とこの条約に対する私個人の想いを述べさせていただきたいと思います。

国連が音頭をとって長い年月をかけ、被爆者たちの悲願であった核兵器禁止条約が3分の2の賛成で採択されました。1945年8月8日広島、9日長崎の10日以来およそ73年ぶりの朗報でした。日本には、非核三原則があり、核兵器を持たず作らず持ちこまず持ちこませず更にきめ細かく一方も二歩も進めた条約となっています。地球上の全ての国々が国連決議の核兵器禁止条約をしっかり学び、議会を深めて国として賛成の署名をし、批准をしていきたいと思います。他国との関係で、これに賛同するか反対するかではなく、地球上の全ての国々が自分の国では、核兵器を持たない状況を作るためにこの条約が正しい事なのか、どうなのかを学ぶ事にあると思うのです。

この条約が圧倒的多数の国々が署名し、国として批准する事が出来るならば、例えば核保有国がいつまでも核を保有し、非核の国々を威喝する様な事があれば、その国は、世界から批判され自国の国民からも批判される事になるでしょう。近い将来、核兵器に固執し、核にしがみついた国は、世界から見放される事でしょう。

私が今まで懸念していた事は、核兵器が使用されたならば、地球が崩壊するまで戦争は、終わらないと思っていた事です。核保有国は、核兵器を持つ競争までしてきました。地球を60回も焼き尽くす程の核兵器を作られたと言われ、もう40年にもなります。1954年3月1日太平洋のビキニ環礁でアメリカが水爆実験をやり、マグロ漁船第5福竜丸の乗組員が被爆しました。世界で唯一3度もの悲惨な被爆でしてこれを契機に被爆者たちは、原水爆の被害者として立ち上がりました。翌年1955年から原水爆禁止世界大会が実施され、全国津々浦々から平和行進が始まり、代表者が5月の初旬に浜中にも毎年やって来ております。北海道の東は、納沙布岬を出発し翌日、浜中、厚岸、釧路町に挨拶をし、釧路市で行進と集会を行い、翌日、阿寒、標茶へとくまなく回って町長に今年の課題を告げてまいりました。この意見書も挙げてほしいと言う事で浜中町に来た時に行進車が置いていったものです。

私は、教員時代に驚く事に出会いました。標茶中学校赴任6年目の夏の事でした。受け持ちの体格の良い男子が体育の時間に「先生、僕、太陽が照りつけると、ふらふらになって立ってられないんです。教室に残って窓から体育を見ていいですか」と言うのです。私は、午後に授業が入っていなかったので、家庭訪問をしました。家には、お父さんが一人居て茶の間にあがって話をしました。お父さんは、言いました。「息子の事で家庭訪問してくれたのは、あなたが初めてです。」と言って後ろ向きになってシャツを座ったまま脱ぎ始めました。髪は、フサフサでしたが首から下、背中から腰まで火傷の跡がもり上がりケロイド状態でした。私は、原水爆世界大会に参加していたので「お父さん被爆されたんですか」と言うと「私は、兵隊となって広島に配属され、勤労奉仕で工場で働いていました。ちょうど朝の体育を始めようかとした時にいきなりピカッとしてドーンと吹き飛ばされました。気がついた時には、動けませんでした。よく生きて帰れたと思いました。息子は、被爆後に生まれた子です。被爆二世なんです。生まれた時は、手足、目、鼻、耳など五体満足だったので本当に喜びました。しかし、大きくなるにつれて天気の良い日になると頭が痛いと言いはじめました。病院に行っても薬がなく、ただ風邪をひかない様にと言われるばかりでした。」つい最近、彼が釧路の魚菜市場で働いていると聞いて、釧路の賑わう市場に行きました。回っても見当たらないので聞いたら、「部長さんですね、奥の方に居ます」と言われました。彼は、昔と変わらず笑顔で「先生、しばらくです。」と言い「定年の65歳まであと少しあるので働きます。」元気でホッといたしまして私が中学3年生の時、被爆二世は300万人いました。被爆三世となったらどうでしょう。彼が家族を持ったとは、聞いておりません。核戦争こそ、この世の地獄です。この地球を終わらせないためにも日本でも世界と国連の核兵器禁止条約に署名し、批准できる様浜中町としても意見書を挙げていただく様よろしく願いして終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第3号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第3号の討論を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数です。

○議長(波岡玄智君) したがって発議案第3号は否決されました。

◎日程第8 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 報告第1号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第1号 「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、「その他一般行政に要する経費」で、ふるさと納税の確定に伴い、報償費70万円、役務費500万円をそれぞれ減額、ふるさと納税基金積立金28万円を追加、「基金積立金」で、財政調整基金の繰替運用の追加に伴い財政調整基金利子積立金1万2千円を追加、公共施設整備基金積立金として歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分7,500万円を追加、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に要する経費」で、事業費の確定に伴い浜中町地域資源活用力向上・交流人口拡大プロジェクト補助金199万3千円を減額、

7款土木費では、「町道維持管理に要する経費」で、町道除雪業務委託料の確定により591万7千円、「町営住宅に要する経費」で、修繕料などの執行残188万5千円をそれぞれ減額するものであります。

一方歳入につきましては、1 款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で1, 3 5 4 万 9 千円の追加、2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、9 款地方特例交付金、1 0 款地方交付税、1 1 款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額確定によるもの、1 4 款国庫支出金では、補助金の確定により「過疎地域等自立活性化推進交付金」1 9 9 万 3 千円を減額、1 6 款財産収入では、繰替運用の追加により「財政調整基金利子」1 万 2 千円を追加、1 7 款寄附金では、ふるさと納税の確定により、2 7 万 9 千円を追加、2 1 款町債では、該当事業費の確定により、全体で2, 5 1 0 万円を減額するものであります。

この結果、今回の補正額は、5, 9 7 9 万 7 千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額は、9 0 億 8 6 0 万 9 千円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第1号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第1号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって報告第1号は、承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 報告第2号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第2号 「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令の一部が改正され、平成30年3月31日付けで交付となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により「浜中町税条例等の一部を改正する条例」を制定し、同日付をもって公布したところであります。

この度の専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、「町民税」では、給与所得・公的年金等控除から基礎控除への振替及び見直し等によるものの改正等で、「固定資産税」では、わがまち特例の新設及び条項の整理と中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置等によるものの改正等で、「たばこ税」では、たばこ税の税率を3段階に分けて引き上げることと、加熱式たばこの課税区分の新設及び課税方式の見直し等によるものの改正等で、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条ただし書きで規定する改正を除き、本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） （報告第2号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから報告第2号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、税務課長の方から税制改正についての説明をいただきましたが中でも1番興味のあるのは、たばこ税について質問したいと思います。

このたばこ税の改正によって我が町のたばこ税が29年度から30年度で比較してどのような状態になっているか数字で示していただきたいと思います。

それから現在、喫煙者が1年間にたばこを吸っているとすれば個人の支出は、どのくらい増えるのかを説明してほしいと思います。私は、たばこ税について今、世間では体に悪いし肺がんになるという事から家庭では、喫煙を室内では、吸わない様にとする事で喫煙者の数が増えるか減るのか、その辺の見通しは、どうなっているのか質問したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） ただ今の質問ですけれども、たばこ税の税収の関係です。消費税が上がった際、色々な時にたばこ税が町の自主財源としてあるので減るのかなと言うふうに考えておりましたが減ってないんです。国的には、非常に減ってきています。その理由としては、若い人たちが高いお金をだしてたばこを買えないと言う事でいわゆるわかばや echo、ゴールドエンバットと言う3級品のたばこを今若い人たちが吸う傾向にあるんです。それで税収が減ると言う事で今回の改正で前年度もそうなんです。3級たばこを一般のたばこと同じ税率にしましょうと言う事で3段階に分けたんです。

それともう一つは、喫煙場所が制限されている意味で今、煙の出ない水蒸気ができる加熱式たばこが今までは、重さでたばこ税を計算していたんです。加熱式たばこは、税率が低いんですよ。それを今度、換算方法を変えて今のたばこと同じ程度のたばこ税にしましょうと言う事で上げようとするものです。それで結論から言いますと国、町も自主財源ですので吸う人が減ってもたばこ税は、確保しましょうと言うのが狙いなのかなと思うんです。浜中町も1人何本くらい吸っているのかは、調査をしてみなければ分かりませんが、たばこ税の税収については、この5年間くらいは、ほぼ横ばいです。特に減ったとか増えたとかと言う要因は、ないです。今後も今の税率の改正等で同じ様にいくのかなと思います。要するに3級たばこを上げたり、加熱式たばこを上げたりしながら維持していくものだと思いますので本町においても変わらないと思っています。ただ、今後1本当たりのたばこの消費については、健康推進の方で調査して分かっているかもしれませんので、その辺と協議して調べていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから報告第2号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって報告第2号は、承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第3号 平成29年度浜中町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第3号 「平成29年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成29年第3回定例会において、「役場庁舎建設工事等実施設計委託料」、平成30年第1回定例会において、「旧学校給食センター解体工事」の2事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、平成30年度への繰越額は2億134万円で、繰り越す財源は、国庫支出金で2,324万7千円、町債で1億4,590万円のほか、一般財源3,219万3千円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があれば、これを許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

◎日程第 1 1 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 1 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10 番田甫議員。

○10 番（田甫哲朗君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目、浜中町津波避難計画の検討と修正と言う事で御質問いたします。津波対策の第 1 は、1 人の犠牲者も出さないための避難対策の事から、浜中町津波避難計画の策定また避難区域基礎調査の設計の実施それを踏まえての北海道警察、浜中町の三者による協議会の設置などこれまで出来る限りの事に取り組んで来られた事と思います。霧多布地区に関しましては、三本目の避難道が整備される事からも確実に避難できるものと考えますが、他の沿岸地区の現状と課題を再度確認する意味から質問したいと思います。

2 点目ですけれども地震の揺れによる電柱の倒壊、落橋、トンネル崩壊などのアクシデントが起こらないとして恵茶人から藻散布までの地区で現在、想定時間内に全員が高台へ避難できる地区とそうでない地区は、どの様に押さえておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町津波避難計画では、北海道が平成 24 年に公表した新たな津波浸水予測図の浜中町の津波想定到達時間は、最短で琵琶瀬地区の 21 分最長では、恵茶人地区の 28 分となっております。全員が高台への避難が可能な地区とそうでない地区と言う御質問でございますけれども、この津波到達時間を想定時間といたしまして、地震発生後 5 分で一斉に避難を開始する法定速度で避難

計画に指定した避難場等に避難した場合と仮定して計算いたしますと全地区想定時間内に浸水域を脱する事が出来ると言う事になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今、全地区の避難が可能となっていると言うふうな答弁でございました。少々びっくりしておりますけれども、町が実施した基礎調査報告あるいは北海道が実施した交通シミュレーション等の結果によりますと必ずそうではないのかなと言うふうに私は、読み取っております。特にMGロードを避難道とする仲の浜、新川西地区あるいは、道道別海厚岸線を避難道としている暮帰別、新川東地区の調査結果においては、この時間内に全員が指定の避難場所の高台へ避難すると言うのは、困難であろうと言う調査結果が出ていると言うふうに私は、理解しているのですが、これについては、どの様な見解なのか伺っておきたいと思えます。ちなみに基礎調査報告の11ページには、その様に想定時間内を上回ると言うふうにご記載されておりますけれども、これについては、どの様に捉えているのか再度、伺いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。町が委託いたしました避難地区基礎調査でございますけれども、この調査につきましては、この避難時間等に関しまして想定を変えていると言う事でございます。例えばMGロードの避難と言う部分に関しましては、琵琶瀬橋が通れなかった場合、琵琶瀬親睦の方がMGロードを通るとすれば車の台数が多くなるので時間に間に合わない、あるいは浜中方面の避難の部分に関しましては、町で示している基礎調査では、最短時間の21分と言う時間を想定しておりますので道の津波想定の部分につきましては、榊町方面は26分と言う事になっております。こう言う部分で私が先ほど申し申し上げましたトンネルなり橋梁、全て道路が使えると言った場合、時間内に避難が出来ると言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 町が実施委託をした基礎調査を北海道が行った交通シミュレーションこの場合の想定が違うと言う事なのかなと捉えるのですが、道道別海厚岸線を使った場合には、26分と言う数字が出てきたと思っております。この26分と言う数字は、どこで示されたものなのか、要するに別海厚岸線の沿線については、予想到達時間が21分と言うふうに理解をしておりましたけれども、そうではなくて26分と言う事なんですか、それにしても現状の状況のままで避難が可能と言うふうに道

の方でシュミレーションがなされていると言うふうに理解しているのかどうか教えていただきたいと思います。

それと道のシュミレーション結果ですけれども、この別海厚岸線については、5.3キロ区間を避難方向に1車線拡幅する事により、この避難が可能であると言う様な結果を資料としていただいております。これは平成27年に出されているものですが、これとの認識の違いと言うのは、どの様に捉えているのかも伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず浜中方面の避難の関係でございますけれども、先ほど議員21分と言うお話をされました。21分は、琵琶瀬地区の津波到達時間と言う事でございまして浜中方面に避難する方とされますのは、新川、暮帰別そして榊町と言う事になりますけれども、こちらの地域の津波到達時間でございすけれども霧多布地区が24分で津波がくると言う事、それと榊町が26分でくると言う事に道の想定ではなっていると言う事でございます。それで町が調査した部分は、この26分でなくて21分を使っていると言う事で21分だと時間内に間に合わない、ただし道の使っている想定時間これを使いますと26分ですので避難が可能になると言う事でございます。

もう1つは、道のシミュレーションの関係でございますけれども、これにつきましては、様々なパターンを考えてシミュレーションを作っていると言う事で茶内方面、MGロードを使った避難と浜中方面の避難と言う事で、それぞれ現状の1車線そして2車線化した場合あるいは、一部を2車線化した場合と言う事で行ってございます。それで現状の部分では、琵琶瀬の橋が通れないと言った場合は、道のシュミレーションでは、茶内方面も浜中方面もだめだと言う様な結果になってございます。2車線化した場合も、茶内方面は、想定内に通過できると言う事ですが、浜中方面は、通過できないと言う様な道の結果でございます。この様な結果がでておりますけれども町が出した調査あるいは道のシミュレーションと様々な条件が違います。例えば走行した場合のどのくらいのスピードで避難するかと言う様な設定も北海道の場合は、冬季間の加算の補正をしていると言う事でございすし様々なシュミレーションの要件が違うと言う事で若干の結果の違いが出ていていると言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） いろいろなシュミレーションの仕方によってその結果が違っ

てくると言うお話でありました。それで町が実施した調査結果では、新川東、暮帰別地区から浜中への避難につきましては、主要時間が28分と言うふうに謳っておりますし、今、課長おっしゃったとおり設定要件によって3分、4分の違いですよね。それについては、道の方の詳しい資料もございませんので、これ以上は、聞けませんけれども道としても別海厚岸へ避難する方向について一部ではあるけれども、車線の拡幅が必要であると言うMGロードについても結果が出ていると言うふうに押さえておりますので、それらを踏まえて最初におっしゃったとおり現時点でも避難が可能ですと言う課長の答弁でありますけれども今現在、浜中町の防災の担当として押さえている事、現状のままでは、危険がある、心配があると言う地区については、どの様に押さえているのか教えて下さい。

時間の関係上、次の質問に入らせていただきます。先ほど橋が落ちたとか、電柱が倒れて道路がふさがってしまったとかと言うアクシデントがあった場合、想定されている最大震度が6強かなと押さえておりますけれども、この6強と言う揺れが出た場合に今、懸念している様な状況は、橋の耐震性あるいはトンネルの強度あるいは、前回の釧路沖で発生した時にもできておりますけれども、橋との段差と言うのは、どうしても生じるものかなと言うふうに押さえています。この解消策であるのが踏みかけ版と言うふうな説明がございました。この道道の避難道にかかっている全ての橋についてこれらの状況と言うのは、北海道の方から示されておりますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。初めにどう捉えているかと言う部分でございますけれども、シュミレーションあくまでも想定した避難開始が5分で避難するとか、この様な条件を設定してうまくいくと言う場合に関しましては、全て全員想定内に避難できるという事でございます。これが例えば避難時間が遅れる、あるいは道路が通行できない、橋が落ちてしまうと言う場合は、時間内にも避難する事が出来ないと言う事がありますので町といたしましては、やはり現在進めている道道であれば2車線化これを必要なものと言うふうに考えているところでございます。

次に2番目の質問でございますけれども、これにつきましては、まず道道の避難道にかかる橋梁の耐震性と言う事でございます。北海道から浜中町への提示はありませんけれども橋梁につきましては、道路橋示方書と言う技術基準がございまして平成7年の阪神淡路大震災の震災にも健全性が失われない様にこれまでのレベル1地震動対応から

レベル2地震対応へと平成8年に設計基準が改定となっておりまして、それ以降の橋梁の建設については、その基準で設計施工されているという事でお聞きしてございます。また、それ以前に建設された橋梁につきましては、道では平成17年から災害時の緊急輸送道路を最優先に橋脚の補強、落橋防止対策の耐震補強を実施しているという事でございます。町内におきましては、道道別海厚岸線や霧多布岬線は、緊急輸送道路に指定されているという事でございますので藻散布橋、火散布橋、琵琶瀬橋、新川橋、霧多布大橋については、既に耐震補強されているというところでございます。

また緊急輸送道路には指定されておられませんけれども琵琶瀬茶内停車場線については、寿磯橋、六番沢とも耐震補強されていないという事でございます。ただ、今年度点検を予定して支障があれば対応するという事の様でございます。

次にトンネルの強度でございますけれどもトンネルにつきましては、周辺を囲む地盤が地震の震度を吸収するという事で、このため橋梁と比較して一般的に地震による影響は、少ないというふうに言われているという事でございます。地下の断層のずれ、あるいは出入り口上部の崩落この様なものがなければトンネル機能としては、維持できるものという事でございます。

次に震度6強の耐震性という事でございますけれども、橋梁の場合、現在レベル2の地震動でも健全性が損なわれない設計施工という事でされておりまして、このレベル2の地震動の目安といたしましては、震度6強程度とされてございます。

次に踏み掛板の関係でございますけれども、道道の橋梁につきましては、全て踏み掛板の設置はされているという事でございます。

次に電柱についてでございますけれども電柱そのものの耐震基準というものは、ないという事でございます。電線が張った場合の風の影響あるいは電線に付着する雪等の影響、要するに耐久性を計算いたしまして場合によっては、補強して設置しているというところでございます。地盤につきましては、特に考慮していないという事でございます。電柱の長さの6分の1を地中に埋設するという基準の様でございます。

また道道の管理者である北海道においては、設置に関して特に地盤等の指定はないという事の様でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 橋の耐震性ですけれども、橋が崩落して落ちる事はないという事で今お答えいただきましたけれども、別海厚岸線にかかる橋については、補強点検

もなされていて大丈夫と言う事でありました。それで霧多布大橋の手前に潮見橋と言う橋もありますけれども、この橋については、どうなのでしょう。

それと MG ロードにかかる寿磯橋、更には、茶内方面に行くと六番沢橋と言う小さな橋がございます。小さくても当然橋でありますので、この橋の機能がしない事には避難が出来ないと言う事になろうかと思えますけれども、これについて今年度点検実施予定であると言う道の考えを示していただきました。間違いなく今年度されるのかどうか、そして行った結果、補強が必要となれば速やかに対応されるものかなと思えますけれども、当然その要望もしていかなければならないと思えますが、結果がでましたらお知らせいただきたいと思えます。

それと全ての橋に踏み掛盤は設置済みであると言う答えでありましたけれども、今言っている六番沢橋の小さな橋もあります。これについても設置されていると言う理解でいいのか。

それと電柱ですけれども、耐震基準がありませんけれども、避難道であります。北海道の方で許可して道道沿いに電柱を立てていると思えますけれども、本当に道路に近い所と言うのは、心配でありますし特に地盤等によっては、液状化等の関係から倒壊と言う事も考えられるのかなと思えますけれども、その点についての答弁をいただいたとおり倒れる心配はないだろうと言うふうに理解してもいいのか、この点を確認しておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず1つ目の潮見橋の関係でございます。この橋は、霧多布大橋の近くにある橋でございますけれども、この橋につきましては、橋の延長が10メートルと言う非常に短い橋と言う事でございます。道のお話ですと15メートル以下の橋梁につきましては、橋げたが短いと言う事で、この長さに対して橋脚で支えの部分の割合が大きいと言う事、それと橋げた自体も短いと言う事で地震による大きな揺れが生じにくいと言う事で、この15メートル以下の橋につきましては、もともと耐震構造と言う部分は必要ないと言う様な見解でございました。

また六番沢橋の関係でございますけれども、こちら長さ的には14メートルと言う事でこの橋が完成したのが昭和60年と言う事で古い耐震の基準の時代の橋でございますので、現在の耐震構造にはなっておりませんが橋の長さからすると耐震の必要性が不要と言う様な事で北海道の方で言っていると言う事でございます。これの点

検でございますけれども現在、北海道におきましても橋の長寿命化計画を進めておりまして一連の流れの中で橋梁の点検を行うと言う事で、その老朽化の部分で支障があれば改修を図って行くと言う事でございます。

それと踏み掛板につきましても、私が聞いている話では、全ての橋梁については、踏み掛板を設置していると言う道の回答でございました。

また電柱の関係につきましても、北海道としても特に規定はしてございませんので、北電等から電柱の設置の申請があれば受けざるを得ないのかなと言うふうに思いますけれども議員おっしゃいますとおり地盤がやはり1番大きい問題なのかなと言うふうな事で思っています特に湿原に関しましては、国でも公表していますけれども地盤として揺れやすい地盤と揺れにくい地盤と言うのがあると言う事でした。例えば浜中町内であれば霧多布湿原あるいは、霧多布街地は、大変揺れやすいと言う事でした。地震の揺れの増幅がしやすいと言う場所ですので、私どもも大変電柱の関係については、危惧していると言う事でございます。

この点については、町としても今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 基礎調査報告の結果を踏まえ、質問を考えておりますし、その上で聞いていただきたいのですが、この結果では、別海厚岸線を避難道としている暮帰別、新川東地区この地区に関しては、先ほども言った様に避難時間が28分となり、全員が間に合わない可能性があると言う結果が出ております。これをクリアするためには、避難タワー等の設備を施し車の台数でいきますと196台この車両が削減できれば別海厚岸線では、時間内に避難が可能であると言う調査結果がでております。要するにこれをどう捉えるかと言う事だと思っております。北海道では、26分と言う数字も踏まえながら、現状でも避難できるというシュミレーションをされている様ですけども、あくまでも浜中町が独自に三百数十万をかけて実施した調査結果でありますよね。この調査結果を基にして北海道とも話し合いが持たれる中で、道独自のシュミレーションがなされたものだ認識するんですけども、普通に考えるこの様な調査結果がでていたと言う事は、怖いんですよ。逆に言うと約200台の車の方たちは、逃げ遅れてしまう可能性があると言う調査報告と言うふうに捉えるんですけども、調査結果の捉え方と言うのは、町としては、どの様に捉えているのでしょうか。道のシュミレーションがこの様になっているので、これについては、考えなくてもいいと言うふうに捉えているのか、

そこら辺がかみ合わないとその後の質問とかみ合わなくなると思うので、この確認をさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） まずシミュレーションの関係でございますけれども、議員おっしゃいますとおり浜中方面の町のシュミレーションでは、28分と言う数字がでておまして間に合わないと言う事でございますけれども、この道道厚岸線を2車線化する事によって21分で通過できるという様な結果もでておりますので、この部分については、複線化を進める事が最も有効なのかなと言うふうに思っております。

またMGロードの部分につきましても現行では、やはり琵琶瀬橋がだめだった場合は、時間内に通過できないという様な結果もでておりますけれども、これについても2車線化を含めた中で対応する事によりまして時間内の想定が図れるものと言うふうに町としては、考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今、MGに関しましては、北海道の方で具体的な案が町に示されております。この別海厚岸線ですけれども、道のシュミレーションでは、避難する方向を5.9キロこの間を複線化にする事によって十分避難は可能となるだろうと言うシュミレーションがでていると思うのですが、当然これも要望していかなければならない事だと思うのですが、北海道との協議状況、北海道としても予算等もございましてしょうし、別海厚岸線の複線化これにつきましては、見込みとしてどの様に押さえているのか、具体的な案が示されましたので1日も早い着工を要求していかなければならないと思います。それが済んでからと言う話になるのか、それと並行して別海厚岸線についても協議は進められ、近々具体的な提案等がされるという見込みがあるのかを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。2車線化の関係でございますけれども現在、議員おっしゃいますとおりMGロードにつきましては、複線化の関係あるいはY字路をT字路にするという様な話で進んでいると言う事でございますけれども、別海厚岸線の関係につきましては、様々な課題があり複線化に出来ないと言う事ではなくて複線化するためには、必要となる部分が様々あると言う事で例えば両サイドに歩道がついている用地の関係湿原と様々な関係があります。この課題があると言う事で実現す

るにおいては、一早く設置が可能と考えられる MG ロードを北海道としては、進めたいと言う事でございます。

また、道のシュミレーションの中では、この別海厚岸線を全て2車線化にしなくても、例えば新川十字路からから1000メートル程度の区間この区間を2車線化するだけで取付道路から本線に入っていく部分が容易になると言う事で時間の短縮も図られると言う様なシュミレーションもでておりますので、2車線化を進めながら実現可能な方策部分も検討していきたいと思っております。これにつきましては、町だけではなくて道にもお願いすると言う形になりますけれども道、町含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 質問の内容を変えたいと思います。今この避難道に関してのハード面について質問をさせていただきまして、基本、現況でも避難は可能であると言う認識の元で道も動いておりますし、より安全を期すために複線化と言うものを考えて行くと言う捉え方なのかなと言うふうに受けましたので、その考えでいいのかどうか、今、私が言った様に道としても町としても、そういう考え方の元で今後この避難道の方角は、考えて行くと言うふうに捉えていいのかどうかと言う答弁をいただきたいと思えます。それでソフト面の対策としての現在の状況についてお尋ねしておきますけれども以前、福祉保健課では、避難時の要支援者の援護が必要だと言う方の名簿を各自治会町内会に名簿をお渡しし、その方々の対応を自治会町内会にお願いしていると言う説明でございました。また今回示されました30年度からの行革大綱の実施計画案では、災害時における要支援者の避難対策については、それぞれの地域と協議しながら検討を進めると言うふうに謳っております。更に5月の末にNHKの番組ほっとニュース北海道の番組の中で浜中町の避難訓練の状況の時の映像が流れ、その時に住民の方のインタビューも流れておりました。その中で流れたのが仕事じゃない時には、この様に迎えに行けるけれども仕事の場合には、迎えにいけないと言う事で現状も話されておりましたし、またソフト面の先進地であります高知県の黒潮町の取り組み等との浜中町の課題と言うものについても、放映されておりました。そこで要支援者と言う方の中には、身体的に不自由ではないけれども運転免許、車を持たないと言う方も名簿中に入っているのかの確認、既に多分、各町内会で対応計画ができているものだと思いますけれども、各町内会で出来ている避難計画と言うものの確認は、町として押さえているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ただ今の支援者についての御質問ですけれども現在、各自治会に依頼している部分について説明させていただきたいと思います。これは、浜中町災害時要援護者支援制度によりまして、災害時に支援が必要とされる方がから申し出いただき災害時要援護者名簿に12名の方が登録されています。そのうち海岸地区では、9自治会町内会で10名の要援護者が登録となっております。

御質問の各町内会での災害時の対応計画については、海岸地区の9地区の各町内会で要援護者の避難対応がルール化されておまして、ご近所、町内会内の親族、各地区役員の中で誰が避難支援にあたるか決められており、各町内会で避難対応の計画が出来上がっていると承知しております。この登録になっている10名の中ですけれども4世帯については、車を持っていないと言う事で承知しております。この4世帯につきましては、各町内会で町内会役員、近所の方、町内会役員1名が対応する事になっています。そして近所の3名の方が車で避難の援助をすると言う事で承知しております。その他に制度によってなっているものですが、去年、各自治会に高齢者75歳以上の独居老人、75歳以上の高齢者夫婦の関係の名簿を提供いたしまして、それぞれの地区で要支援を必要とする場合その名簿を使って対応いただく様に各地区に避難の対応をお願いしていると言う事が実態となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。要請書の関係でございますけれども津波避難計画では、避難対象地域内における災害時の要援護者の現状把握に努めると共に地域ごとに避難援護体制等を定めると言うふうになっておりますし、また浜中町の地域防災計画の中にも定めをしていると言うところでございます。

それで議員おっしゃいますとおり実際、歩行困難な方がいらっしゃるとか車を持っていない方あるいは、高齢などの方で避難の援助が必要だと言う方は、沢山いらっしゃると思うふうに思っております。防災対策室といたしましては、平成27年に実は、地区別の津波避難計画と言うものを作成した際に数回各自治会、町内会に入りまして当然この避難計画の打ち合わせの他この避難の支援の関係についての対応についてもお聞きしていると言う事でございます。その時の状況でございますけれども、全部で17自治会、町内会の海岸地区がございまして、自治会で既に対応をはっきりと決めていると言う様な町内会もございまして、近所づき合いの中から、あらかじめ支援者を決めている

と言うところ、あるいは、特段定めていないとか、その対象者に任せていると言う町内会もございました。また該当者は、いませんと言う様な町内会もございました。

先ほど福祉保健課長からメールを自治会の方に提供して実際の対応は、各自治会、町内会にお任せしていると言う事では、認識はございますし実態の把握につきましても町としては、個人の一人一人の避難状況まで把握してございませんけれども、先ほど答弁しましたとおり、各自治会の取り組みの状況この程度の把握と言うふうに残っております。

それと北海道に対しまして MG ロード、榊町道路の複線化これを優先して要望をしていると言う事そして整備を図って行くと言う方向に進んでおりますので、やはり全てが整っていれば1人も欠けることなく避難できるという状況でありますけれども、一つでも欠けるとシュミレーション的にも厳しい部分があるという状況でございますので町としては、ぜひ複線化これを最優先に図っていくという認識でおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 逃げ切れると言う認識のもとでお話しされているのかなと言うふうに捉えてしまいます。やはり一つでも欠けたらかなり厳しい状況にあると言う認識だと押さえているのですが、少しかみ合わないなと言う思いがします。以前、震災から10年が経過した奥尻町を議会で視察しております。その時に語りべの方から言われた「浜中さん間違いなく来ますよ」と言う言葉が私は、今でも耳に残っております。それで災害に強いまちづくりを柱に掲げているわけですがけれども3.11から早7年が経過しております。実際に避難訓練に参加されている方のインタビューの中でも、やはり心配な面と言うのは、間違いなくあるんだと言う思いの中これから、まず逃げる事と言う観点に立ちまして町長も当然お考えでおられるのだと思いますけれども災害に強いまちづくりを進めるにあたって津波避難対策の確立に向けた町長の思いと考え方を伺ってこの件について終わりたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、議員おっしゃられたとおり、まず避難する事が大前提にあると思うんです。それが今、避難訓練においても第一にやるんだと言う事があります。そしてまた浜中にも間違いなく来るだろうと言う意味での対策を今、やっている最中でありまして。ただ MG ロードの複線化それから浜中の複線化、湯沸の歩道の強化を含めてでありますけれども今、その途中の事だと思うんです。全部それが出来たからいいと言う

事ではないと思うんです。まず、今決められている道のシュミレーションがあつて、その様な形で避難を一早く出来るシステムも今作り上げようとしています、まだ工事をやっていませんし完成もしていませんので言えませんが、まず、如何に早くやっもらうかと言う事で、それを含めて、町長そして議員の皆さん方と道の方に要望に行ったのもその事のためであります。そう言う意味からすると何が何でも今の段階では、MG ロードの複線化そして湯沸の歩道その後には浜中の車線の2車線化も含めてこの様な形で持っていこうと思っております。

それともう一つ本当にこれだけでいいのかと言う事は、そこが出来てから次の策を含めて検討出来ないかと言う話になってくると思うんです。これから時代が変わってきてまだ良い方法が出てくる可能性もあると思っております。その事に期待しながら浜中町民の方々が欠ける事なく、しっかり避難できる事を目標に防災対策を進めて行かなければいけないと言うふうに思っております。進んでいるとは言えませんが、一生懸命やっっていかなければならないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 次に2点目の質問に入らせていただきたいと思っております。第6期浜中町まちづくり総合計画の策定スケジュールと言う事でお伺いしておきます。

現在これについては、アンケート調査を実施するなり構成委員を募集するなどと言うふうに思っておられるかなと思っております。それで考えておられる委員会の構成のメンバーは、何名程度でしょうか、考えておられる構成メンバーについて端的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。これまで第6期総合計画の策定ですけれども前回と同様にまちづくり委員会を設置すると言う事で現在取り組んでいるところでございます。

議員御承知のとおり、自治会配布のチラシにより委員の公募を行っているところであります。公募の4名の他に前回もそうだったんですけれども各産業団体、関係団体、青年部団体女性部の団体そういった方に声をかけて委員会を前回と同様の形で設置したいと言う事で概ね30名から40名くらいの間の人数になるのではないかなと思っております。ちなみに前回38名だったと言う事ですので、大体それくらいの人数になるのではないかなと言う事で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） まず、この第6期を作るに当たっては、当然、第5期総合計画と言うものが現在進行形ですけれども、既に終盤に差しかかっていると言う中で5期の計画の検証から始まるものかなと言うふうに自分で考えます。それでまちづくり総合計画とリンクして行革大綱と言うものが進んできたのかなと思っております。3年ごとに検証されながら、あるいは、改正されながら進んできたものと言うふうに捉えております。ある程度この行革の事業の検証等がこのたたき台になるのだらうと思うんですけども、このまちづくり総合計画の作成にあたって検証作業と言うのは、今現在、別に考えられておられるのか、それとも今言った大綱の検証結果をこれにあてはめて進めていくものか、どちらなのかと思っておりますので、その辺を伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 総合計画についてですけれども、事業の実績、進行状況こちらにつきましては、毎年、予算編成時にローリング作業を実施しております。そう言った実施計画がありますので、その中でここまで出来ている、あるいは終わっていないと言う事で予算配分をしなければいけないと言う事もありますので、そう言ったところで毎年検証していると言うところでございます。

また議員おっしゃいましたとおり行革の中でもこの様な事がありますので両方を見なければいけないのかなと思っております。当然、新しい総合計画の策定におきましては、前総合計画の進捗状況ですとか目標値があって初めて第6期に繋がるという事になると思いますので、この検証作業は、絶対必要だと言う事で、まちづくり委員会の中には、相互の中身をお話しないと策定の相談にならないと認識しておりますので、その様に進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） まさにそのとおりだと思います。ただ、この検証作業が実施された事業あるいは、完結ではなくても取り組んだ内容等については、確かにこの検証作業をされておられるんだらうと思うんですよ。ただ項目はありますけれども、それに向けて取り組み等がなされていないと言うふうに見受けられる中で、これらの検証が、なぜ進める事が出来なかったのかと言う様な検証も正面から向き合い協議していかなければ項目はあるけれども、手がつけれないと言うものが出てくると思うんですよ。これに向けても当然、検証の対象になっていくものと言うふうに理解しますけれども、

それでよろしいのか。

それと最後、その委員会の進捗状況も踏まえた中で議会に対して協議の場と言うのは、考えておられるかどうか伺って終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えします。5期で計画されていて実施できなかったもの当然これを出来なかった理由と言うのは、あります。この総合計画に載せたと言う事は、何か目的があってこの様な事をした方が、まちづくりのためになると言う趣旨のもとで計画されていますので出来なかった理由等を示さないと話しは、前進できないと捉えております。

それと今後の議会との協議の場、検討の場と言う事でございますけれども、今、第1歩を踏み出したと言うところでございます。議員の皆様と協議させていただきたいと思っておりますし、総合計画の策定ですけれども法の改正で現在、義務化されておられます。ですけれども、まちづくりの1番大事な計画と言う事で議会に諮るべきものと言うふうに捉えております。当然、議会に諮ると言う事で法的な根拠がないと言う事になりますと諮らなくてもいいと言う事になってしまうわけですから、こちらにつきましては、改めて図るための条例制定と言う事も考えなければいけないと言うふうに思っております。条例制定をした上で、それに基づいてきちんと議会の皆様に事前に御説明申し上げる事と議会にも諮らせていただきたいと思いますと言うふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 12時15分)

(再開 午後 1時15分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番成田議員。

○6番（成田良雄君） それでは、通告書に従い一般質問をいたします。突然の心停止から救える命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体験する必要があり、学校での心肺蘇生教育は、その柱となるものであります。我が国では、平成16年それまでは、救命救急士しか使用が認められなかったが、町民に平成16年からは、町民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事

例も数多く報告されています。しかしながら未だなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと共に学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月29日の埼玉市での小学校6年生の女子児童の事故の様にAEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されております。この事故は、あすかさんと言う方が駅伝の練習中に倒れ救急搬送された後、次の日30日に死亡すると言う大変悲しい事故が起きました。倒れた当初、現場で指導していた教員等が脈がある、呼吸していると捉えた事から学校にAEDが設置されていたにも関わらず心肺蘇生及びAED設置を実施しませんでした。埼玉市では、この事故を教訓にして事故対応マニュアル作成に取り組み亡くなったあすかさんの名前を用いてあすかモデルと言う愛称がついているテキストが出来上がり全国に積極的に活用してほしいと11ページで公开发信されております。11ページに亘って全部チェックすれば完璧に事故に対応できるという事で全国の各学校に発信していますから、この事故対応マニュアルとして用いる学校が数多くあるそうでございます。その様な状況の中で既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は、広がりつつあり平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育課の保健分野開設のP286ページでは、(3)のAに応急手当を適切に行う事によって障害の悪化を防止する事が出来る事、また心肺蘇生法などを用いる事と表記されていると共に同じ解説の(9)では、胸骨圧迫AED使用などの心肺蘇生法、包帯法、止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実施を通して応急手当が出来ると明記されております。しかし全国の教育現場の現状を見ると全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校4.1%中学校28%、高等学校27.1%と非常に低い状況にあります。そこでお伺いします。本町においても児童生徒、職員に対する心肺蘇生とAEDに対する教育を普及推進すると共に学校での危機管理体制を拡充し児童生徒の命を守るための安全な学校環境構築する事は、緊急の課題と考えますが、まず結論的な質問となりますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） ただ今、御質問ありました児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDの教育の普及推進であります。まず本町の現状につきまして御説明させていただきます。

小学校につきましては、高学年の保健の事業におきまして、年1時間から2時間で基

本的なけが、すり傷、鼻血などの手当の部分それと自動車や自転車事故でのけが予防についての学習を行っているところでございます。今言われました心肺蘇生法とかAEDの学習についても実際やっている学校もございます。

また中学校、高校では、保健体育と言う事業の中で年2時間から4時間の中で心肺蘇生法やAEDの使用の学習を行っております。教職員につきましては、教員で組織いたします浜中町学校保健協議会と言う組織がありまして、そちらの部分で年2回ですが研修を行っております。この心配蘇生法やAEDの研修につきましては、浜中町生涯学習出前講座のメニューの中に浜中消防署によります救命入門コースそれと普通救命講習と言う2つのメニューがありまして、そちらを授業の時間に合わせて活用していると言う様な状況があります。その他の学校の先生方につきましては、この学校保健協議会で受講した先生方が実際にそれぞれの学校におきまして校内研修を一度か二度行っていると言う様な状況でございます。

続きまして学校の危機管理体制の部分なんですけれども、各学校で学校経営計画と言う学校の計画がございます。その中に保健指導計画がありまして、その中では、児童生徒の健康管理または、食育などについて明記している部分と防災管理や危機管理として火災、津波などの災害対応の他にけが、急病への対応についてのマニュアルが作成されて学校経営が行われております。あとは、安全な学校環境の部分としては、施設的な観点からしますと教員による学校施設の危険箇所の点検、改修要望、1遊具の点検と改修更には、授業で使用する道具、用具の点検など、その他にそれらを適切に使用するための指導によります安全な学校施設の維持管理に向けて取り進めている状況でございます。以上、現状とさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、管理課長から答弁いただきました。浜中町では、年1回以上は、児童生徒及び教職員も実施していると言う事で安心いたしました。そう言う意味で今後、危機管理について学校環境を構築して行くと言う答弁でございました。そこで、この対応について各学校においては、教育委員会として事故対応マニュアルを作成されてこの様に行動している点と先ほど言いましたあすかモデルテキストこれは、素晴らしい事故対応テキストなのですが、このテキストにつきまして私の質問通告をしてから閲覧は、されたのかについて御答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） まず学校の危機管理のマニュアルの部分ですけれども、やはり先ほど議員言われたとおり中学校の新学習指導要領が平成33年からスタートすると言う事で心肺蘇生法やAEDの使用についての体験型の実習と言うのが、その時期から入ると言う事になろうかと思いますが今現在、町内の中学校では、ほとんどの中学校が一度は、AEDの出前講座を活用した事業をやっていると言う様な状況でございます。あすかモデルの部分につきましては、本当詳しく載っておりました。私も見させていただいたのですが、事故の教訓から色々な検証をした様で学校に起こりうる重大事故の日常的な防止策それと危機管理事案の発生の場合のAEDの装着、その他心肺蘇生の判断とその行動方法などの手順、その知識習得のための研修や講習の受講、救急車の要請、保護者への連絡など、それぞれの対応のあり方をきめ細やかに決めているテキストだと思われまます。今後、現在33年に向けて今年から移行期間ですので、ぜひ学校の取り組んでおります学校経営計画の中の危機管理マニュアルの中に十分反映していただいて、しっかり教職員の研修の確保、また児童生徒の実践を含めた事業内容の確立に向けて学校の方と協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） このあすかモデルは、普通でしたら教育委員会なり学校に賠償責任を親としての立場でしたけれども、この両親は、二度とこの様な事がない様にと言う事で医療関係の両親でしたので教育委員会また色々な大学なりに協力していただいてこの様な事故を起こさないと言う事で両親にも協力のもとで出来上がった素晴らしいテキストでございます。どうか今後33年から実施と言う事でございますので、我が浜中町でも、これを参考に取り組んでいってもらいたいと思ひます。

そこで本町の小中高における児童生徒の心肺蘇生教育の現状と今後の方向性また、先程も答弁されましたけれども付け加える面がありましたら、もう一度答弁お願ひしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 心肺蘇生法の今後の方向性ですけれども、先ほども言ひましたが、命に関わる学習であります。しっかり学校計画に明記して教育課程内における位置づけを整理して今後も機会あるごとに学校現場での出前講座を活用した救急講習を進めて実際に子供たちが体験して、それをきちんと理解していただくと言う様な取り組みを進めていきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） どうぞよろしくお願いします。そこで参考までですけれども、33年から小学校でも本格的に心肺蘇生の教育をすると言う事でございますので私の資料を調べた結果、国土館大学の体育学部子供スポーツ教育課の助教によります小学校におけるAEDの使い方の指導と言う所管がありましたので抜粋して読ませていただきます。ここで小中学校で心肺停止となった児童生徒は、72%がAED心肺蘇生で救命されていると言う事で全国データとして非常に高い割合で救命されていると言う事でございます。平成20年度から平成24年度の5年間で学校において児童生徒に対して心肺蘇生やAEDを実施した数は、1068名そのうち小学校での発生数は、584件で約55%これが心肺停止していると言う事ですから半分以上が小学校の児童が心肺蘇生やAEDを実施したと言う事でした。小学校での発生率は、最も多いのではと思われる小学校で発生した児童の心肺蘇生を実施した割合は、584件のうち60%と言う事でした。AEDを設置した割合は約71%実際に電気ショックを実施した割合は、47%ですから心肺蘇生の実施やAEDが本当に多くの使用によって救命されたと言う事ですから本当に小学校においてもAEDの心肺蘇生法の教育と言うのは、大事なと言うふうに思います。しかし心肺蘇生の実施やAEDが使用されなかったケースもあったと言う事でございます。ですから、しっかりマニュアルに沿った児童生徒そして特に教職員の教育が大事なと言うふうに思います。小学生にも心肺蘇生教育のお話をすると多くの方々から小学生に心肺蘇生法を教えると言う事は必要なのかと言う事でAEDが理解できるのかと言う質問を言われます。しかし実際に小学校において心肺蘇生実施すると子供たちは、楽しみながらも驚くほど真剣に管理を行いますと言う事でした。大人ほど胸骨圧迫は深く押せないものの1時間も経つと人が倒れた際に大人を呼ぶなどの応援要請を行う様になるだけでなく、正しい位置での胸骨圧迫やAED操作も行える様になりましたと言う事でした。また、この講習後に児童の多くが家族にその事を伝える事から知識の更なる定着が望めると言う事でありますのでAEDの啓発も期待する事が出来ると言う事で助教の方が言われています。

一方で教育効果としては、思いやり、絆、命を大事にする心を育むと言う効果が期待できるので命の教育の一環として心肺蘇生法を事業に取り入れる学校も多いようです。国土館大学は、初回の東京マラソンからAEDを持ち救援活動を行っています。第1回の東京マラソンの際に沿道で応援していた小学生の目の前でランナーが倒れた事があ

りましたと言う事で、その小学生は、すぐに近くの救援ボランティアのもとに走って異変を伝えたためランナーは一命を取りとめました。その小学校は、夏休みの自由研究でAEDについて調べておりました。それから半年以上経った東京マラソンの日も救援ボランティアがAEDを持っているのを見ていたそうです。その様な経験から倒れた人を発見し、とっさに正しい活動する事が出来たと言うふうに助教の方が所管を述べております。そう言う意味で本当に大事な事だなと言うふうに思いますので今後しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

次に質問ですけれども学校におけるAEDの設置状況を御答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 学校におけるAEDの設置状況は、本町の全小中高校に各それぞれ一つずつ設置している状況であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 設置状況につきましては、了解しました。設置状況は、よく分かりました。そこで通告にありませんけれども、この小中高で校外でのスポーツ大会また町でのスポーツ大会でAEDの設置及び事故対応体制は、今までどの様に捉えているのか、例えば駅伝マラソンなどありますけれども、その様な時にいつでも対応ができる様にAEDが使用できる体制が整っているのか、特にスポーツ大会においての事故対応体制は、どの様になっているのか御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 各種大会の件ですけれども駅伝大会におきましては、最後尾に救護車両を配置しまして、その車にAEDを積んでおります。競技の審判長もしくは競技の観察長が異変を起こした生徒を発見した場合には、その救護班にすぐ連絡をとり、その救護班がすぐ駆けつけて対応にあたるという事になっております。マラソン大会も同じ対応をとっております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） しっかり取り組んでいるなと言うふうに思います。そこで最後に先ほども教職員のAEDの講習状況のお話を聞きましたけれども、特に新人教員、今年も12名の新人教員の方が新しく浜中町に来ておりますけれども、この様な講習を受けているのか、また受けていなければ早急に取り組んでいかなければならないと思いますけれども、この職員のAEDの講習の取り組み方について御答弁をお願いしたいと思います。

ます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） お答えいたします。初任者団体教員研修と言うプログラムがございまして、このプログラムは、道教委が中心になって決めたものと学校内で中心になって決めたものの二つの計画で行われております。その両方の計画の中に心肺蘇生ですとか救急の場合の人命救助に関わる研修の内容が入っておりますので、初任段階の教員につきましても、そういった研修が行われているのが実在です。つけ加えまして教員養成大学の教育課程の中に今言った様な内容のプログラムを組まれておりますので新しく教員になった先生方につきましては、そういった研修の場が保障されていると認識しております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。我が浜中町においては、しっかりと児童生徒の命を守るためにこの様に体制が整っていると言うふうに感じました。そこで教育行政を進める責任者として大事なお子様をたゞいと元氣な姿で毎日家庭にお返ししなければいけないと思います。また東日本大震災でも学校教員の避難の判断で多くの児童が犠牲になり、行政側が賠償責任を問われている事例があります。そこで今後、学校における重大事故を未然に防ぎ子供たちの命を守り抜いていき取り組んでいくのか最後に教育長の所見をお聞か願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 心肺蘇生教育に特化しての御質問にお答えしたいと思います。先ほどの埼玉県さいたま市での事故で今回、初めて知ったわけではありますが、この事故の後さいたま市教育委員会では、検証委員会を立ち上げて、その検証の報告から先ほど課長が答弁した色々な防止対策その様なものを講じていくと言う事でありました。こうした対応のあり方をきめ細やかに記した事故対応テキストこれを参考にさせていただきながらAEDいわゆるその自動体外式除細動器でありますけれども、心臓の心室細動それが発症している場合に使用すれば救える可能性があります。このAEDの設置が広がっても突然死が後を絶たない背景には、AEDの性能についての理解が深まっていないと言う事や当然倒れると言う場面に遭遇するとどうしても落ちついて使いこなせないと言う実態がある様であります。こうした一刻を争う様な事態に対応、処置が出来る様なAEDの使用訓練講習の定着をさせていきたいと思っております。そのAEDを使う事

をためらうと言うのは、果たして大丈夫なんだろうか、現場では、どうしても躊躇してしまうと言う様な事がある様であります。ただ機械は、自動的に細動を取り除く、それが必要であれば機械が作動すると言う自動的に除細動する機械でありますので、そういった事をしっかりと再認識させて各学校現場に指導していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 浜中町内の働く現場で労働力不足が深刻な実態にあります。浜中町内の要因と対策を問いたいと思います。

まず漁業分野で平成22年沖合漁業者数それから30年4月同様の漁業者数この平成22年と言うのは、浜中町第5期総合計画の始まりの年であります。この8年経過した中で総合計画の観点からどう評価したらいいのかと言う事も考えながら質問したいと思っております。最初に沖合漁業者数の利用者の数は、22年からつい最近までどの様な推移になっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。先ほど議員おっしゃられました平成30年までと言われましたが、こちらでは平成22年度から平成29年度までの資料でお答えさせていただきたいと思っております。平成22年以降、沖合漁業者につきましては、10トン以上の漁船を使用し、200海里水域内で営まれる漁業で平成20年以降の着業者につきましては、浜中漁協は、平成22年から平成27年まで3名、平成28年が2名、平成29年が1名となっており散布漁協につきましては、対象者はございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今述べられた数字は、これだけ減ったと言う意味でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） こちらの数字につきましては、漁業権が北海道知事からでしております。その数の許可を受けている着業者数でありますので、3名と言う数字になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 分かりました。平成22年沿岸漁業者数と29年の4月の推移は、どうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。沿岸漁業につきましては、出漁が出来る範囲の沿岸で操業する漁業であります。昆布漁業以外の漁業についてお答えいたします。平成22年浜中漁協40名、散布漁協26名、計66名。

平成29年は、浜中漁協29名、散布漁協29名、計58名となっております。

浜中漁協につきましては、平成22年度比較マイナス11名で72.5%。散布漁協につきましては、平成22年度比較プラス3名で111.5%となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 沖合漁業と漁業の着業者数それから沿岸漁業の着業者数についての推移についての評価は、どの様に見ておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。推移につきましては、漁獲高になりますけれども平成23年の漁獲高につきましては、9094トン直近の北海道の現数字でありますけれども、27年の漁獲高につきましては、2600トンと減少しております。その中で特に多いのがサンマにつきましては、23年6753トンから27年722トンに減少しております。この事から魚が非常に減少していると言う事と思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） それでは、昆布最終漁業者数は、平成22年度と29年度は、どの様に推移しておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 次に昆布採取漁業者の推移についてお答えいたします。

平成22年度、浜中漁協348名、散布漁協138名で計486名。平成29年度、浜中漁協312名、散布漁協136名、計448名となっております。浜中漁協につきましては、平成22年度比較マイナス36名で89.7%、散布漁協につきましては、平成22年度比較マイナス2名で98.6%となっております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 分かりました。それで昆布着業者について、浜中漁協がマイナス36名と言う事ですけれども内容は、どの様に捉えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昆布につきましては、漁獲高を述べさせていただきますと思います。平成23年度の生産は、1468トン平成27年の生産は、1423トンとなっております。生産は、安定しております。

そこで減少の原因と思われるのは、高齢化による組合員の脱退による減少と言う事で捉えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 高齢化による脱退と言う事でありまして、これは後継者がいなかったと言う事で受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。今、高齢化による組合員の脱退についてお答えさせていただきましたが、この対策につきましては、後継者不足による減少と言う事もあると思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今までの答弁の10年間で沖合漁業も激減と言う事がなかったのですが、その10年前をさか上ってみると相当数が減ってきたと言う事があると思います。

それから昆布漁業につきましても散布は、ほぼ同様の様に受けましても、浜中漁協については、そういう理由でと言う事がありました。私は、今の数字より、もう少し激しく漁業者の数が減っていった様に思うんです。それで実際には、昆布を採っている人たちが昔は、棹を差して10月の初めとなれば昆布がなくてある所を探すのに大変でなかなか採りきってしまい昆布がないと言う状況も私は、見てきた様に思いますが最近では、10月10日昆布漁の漁期が終わっても、拾い昆布をしたりと若い人たちが一生懸命拾い昆布をしている姿を見るんです。すごい勢いで漁業者ばかりではなくて町で働く人たちも相当数が都会へ都会へと流れて行っている様に私は、思います。その都会への流れと言うのは、もの凄い速さで一定の速さで進んできて浜中町の人口がどんどん減っていったと言う事なんです。この10年、20年、30年前から見ても、毎年同じ人数で減ってきている様に私は、見てきましたが毎年何名くらいずつ人口は、減ってきておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えします。5年ごとの国勢調査等を参考にしてお答えさせていただきます。年間およそ平均して数年間100名程度ずつ減っていると言うのが実情だと言うふうに捉えてございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） まさしく正解なんです。決まった様に100名ずつ減っているんです。これが留まるどころなく、まっすぐ減っているんです。この様に強い流れでどうやって漁業者を増やすかと言うのは、並大抵の事じゃないんですが、それが今日の私の質問の大きなタイトルなんです。それで昆布漁業で言いますと沖乗り3人、2人、1人乗りと言って帰ってきます。帰ってきてから昆布を干すのに1人で行っても陸廻りさん2人は、2人で乗って行ったら陸廻りさん4人3人で乗って行ったら陸廻りさんが6人と倍くらいの陸廻りさんが待っていて昆布を干すと言う、そうすれば午前中で、昆布を干す作業が終わって乾いてから揃えると言う午後からの仕事になるんです。その陸廻りさんがいないと言う状況が、ここ数年あるのですが、浜中町としては、陸廻りが居ないと言う事をどの様に抑えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昆布漁の陸廻り労働者につきまして両漁協に確認しましたところ実態を把握していないと言う事でありました。その件につきましては、町もそう言う話を聞いているんですけども、組合に確認したところ居ないと言う事で、これについては、まだ確認がとれていないと言う状況となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 漁業協同組合が押さえていないと言う事なんですけれども、この事に関しましては、この対応策をだしていかなくてはならないと私は、思います。誰が考えるのかと言う事になると誰も考えないんですよ。結局どうなるかと言ったら諦めて自分で採った昆布は、自分でやろうと言う事なんです。もう諦めて自分の家の範囲内でやろうと言う様な状況になっていて昆布を沢山採ってきて勢いよく干す体力は、なくなっていると思うんです。この一次産業の町で最も力を入れなければならない昆布漁業で陸廻りさんをどうやって集めるかと言う事を町を挙げて考えていく必要があると思うんです。難しいのは、陸廻りさんを恒常的に雇っていく難しさと言うのは、どこにあるんですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昆布漁業の出漁日数につきましては、平成19年から29年までの平均としまして棹前が浜中漁協につきましては、2.5日、成昆布につきましては、28.9日。散布漁協につきましては、棹前3.2日成昆布は29.8日となっております。この昆布採取の平均値になりますけれども、棹前昆布については、今年度で言いますと6月10日から25日の3日間になります。

そして成昆布につきましては、平年で言いますと7月から大体12月までの10日くらいと言う事で昆布漁が出るのは、28.9日から30日くらいなのですが、拘束される期間が7月から10月までを計算しますと95日になります。そこで休みと決まっているものについては、お盆休みの4日間そして消防団の演習1日の5日間となっております。この様な事から90日間昆布が出漁できるか、できないかは、決まるまで待たなければならなくて、その1日がきまらないと言う事から昆布の陸廻りさんが減って行き、違うパートの仕事に移行したのではないかと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私が、求めた答えを細かに答えてくれたとっております。棹前から成昆布が終わるまで、およそ4ヵ月そのうち、平均して年30日しか出漁しないんです。この4ヵ月の間は、今日出漁できるのかと言う思いで毎日、待機しなければいけないと言う難しさがあります。ここで陸廻りさんが30日間手伝いに行くのですが、後の3ヵ月間この方たちは、どの様な生活をしておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昆布漁以外の期間につきましては、浜中町内にありますウニの水産加工場でありましたり、町内にある店などのパートの仕事をしているとっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） そのとおりなんです。陸廻りだけでしたら、生活ができないので、水産加工場や茶内の加工場の方に仕事に行くと言う事なんです。町内には陸廻りが居ないと言う状況の中で今、漁業者は、どの様に陸廻りさんを見つけているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。やはり皆さん陸廻りさんを見つける事に苦労されていると言う事を聞いております。いつも来ていただいている方が高齢で来

られなくなった場合、やはり皆さん知り合いなどに声をかけて何とか来ていただけないかと言う事で探していると言う事を聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 近隣の町、厚岸とか釧路町の昆布森が沖休みの時に手伝いに来てくれたり、あるいは釧路に住んでいる親戚に頼んで沖がでた時に電話をして来てもらうと言う厳しい状況であると言う事なんです。それで私は、町として何とか陸廻りさんが来れる様な体制を作っていただきたいと思うんですが、何か案があれば最後にお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。この対策といたしましては、平成30年定例会において7番議員さんからも同様な御質問がありました。その事から、まず町といたしまして各漁協と三社で浜中町の漁業労働者に関する組合がアンケートを今月実施してから考えていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 途中なんですけれども、なかなか陸廻りさんが居ない、昆布漁業の後継者も居なくて減っていると言う状況の中で就業交付金制度が去年からあります。去年の人数については聞いておりますけれども今年、漁業関係者で就業交付金を受けた方は、何名おられますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。平成30年度の漁業後継者就業交付金につきまして30年度につきましては9名、うち新規につきましては6名、Uターンにつきましては3名となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） だいぶ早くに聞いた時には、14名と言うふうに聞いていたのですが、つい最近15名と言う話もあつたりして、ちょっと調べて見てくれませんか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。その15名と言うのは、29年、30年を合わせたの支出になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） もし訂正があれば後で訂正して下さい。酪農分野の方に移りたいと思います。酪農の方は、新規就農者の充足と言う事で困っていると言う様な状況は聞いておりませんが、ただ農機具を修理にだしても2ヵ月も3ヵ月も戻って来ないと言う事がありまして聞いてみましたら整備工場の免許を持った働く人がいなくて間に合わないと言う様な事を言われたらしいのですが、これについては、抑えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えいたします。近年、酪農業につきましましては、生産性の効率化、近代化から小人数での大規模化が可能になっておりまして大規模化によるコスト優位性を確立する大規模農家が増加傾向にございます。更に国が支援する機械導入制度も整備され、現在ではクラスター事業を初めとする畜舎の建設また機械導入が堅調な状況にあります。ただ今、議員より御質問のありました機械修理に関する労働力不足の実態でございますが一般的には、大型トラクターなどの牧草収穫をする機械につきましましては、大変、当時と違いまして非常に精密な機械になっております。また、その故障の程度によっては、これ工場の関係者に聞いたところやはり数日から数カ月の修理がどうしてもかかってしまうと言う様な実態もあると伺っております。また、その様な状況の中で搾乳ロボットも増加傾向にありまして、こちらにつきましても町内にメンテナンスを行う会社がないと言う事で近隣の中標津町などから専門のサービスエンジニアが出張して修理を対応していると言う様な状況だと伺っております。特に搾乳ロボットなどの精密機械につきましましては、365日24時間体制でサービスエンジニアが対応していると言う様な状況で今後、搾乳ロボットの導入戸数が更に町内で増加した場合には、そのサービスエンジニアの数が足りず対応が不十分となる様な事が危惧されていると言う様な状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 我々は、近くにおりませんので、まさかこの様な状態になっていると言うのは、分かりませんでした。今の課長の説明で良く分かりました。

次に農家の皆さんにとっては、大変重要な仕事である搾乳ヘルパーが不足していて冠婚葬祭の冠のおめでたい時は、3ヵ月前から申し込みが出来るけれども、お悔やみなどの時には、突然の出来事なので大変困ると言う状況があつて農家の皆さんは、ヘルパーさんを探すのに大変頭を悩ませていると聞くのですが、その辺の状況はいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 質問にお答えいたします。まず町内におけるヘルパー職員を雇用する事業所の数でございますが現在、茶内旭に事業所を置く有限会社浜中町酪農ヘルパー組合もう1つは、茶内第3地区に事業所を置く株式会社牛やのこの2つが今現在ヘルパー職員を雇用する事業所となっております。有限会社浜中町酪農ヘルパー組合につきましては、現在、専任ヘルパー10名、補助ヘルパー8名の計18名の体制それから株式会社牛やにつきましては、専任ヘルパー2名、補助ヘルパー4名の計6名このヘルパー体制にあたっております。

次に御質問のありましたヘルパー数の状況でございますが先ほど申し上げたとおり数ではございますが、その申し込みの関係で議員お話あったとおり3ヵ月前から申し込みをしなければヘルパーの確保が出来ないと言う様な状況でございますが、おっしゃるとおり最低でも2ヵ月前ぐらいから申し込みをしていかなければ予定が立てられないと言う事ですので、非常に不便さもあると言う事それから特に緊急時における急な対応時にもなかなか応じられていないと言う状況も両ヘルパー組合からお聞きしております。実際に全ての酪農家の申し込みに対して応じる体制といたしましては、両事業所にお伺いしたところ現状の専任ヘルパーの約1.5倍から2倍ぐらいは常に確保していないと全ての農家さんには、対応できない様な状況だと言う事で現状を申し上げますと現在30人工くらいで毎月職員をまわしているのですが、申し込みがそれを超える50人工くらいの実態となっていると言う事で実際の申し込みの人数には、ほど遠いと言う様な状況でございます。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ヘルパー組合あるいは農協、農林課でヘルパーさんを間に合わせると言う事では、ヘルパーを増やす事は可能なのか、それ自体が難しい事なのか、条件を変えればどうなるのかと言う様な事で説明を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 今実際ヘルパーの雇用労働者を確保するという事に関しましては、大変苦労していると言う様な状況でございます。この要因につきましては、十分わかっております。実は、このヘルパーが不足している要因は昨年、北海道の方で道内90の酪農ヘルパー組合に対してアンケート調査を行っております。その中でヘルパー組合の職員がなぜ不足しているのかの原因をそれぞれの事業所にアンケートによっ

て確認した結果、最もその中で要因として挙げられているのがやはり募集しても集まらないと言う事が49%と言う事で、ほぼ半分以上を占めていると言う事それと雇用の短期間での離職者が16%その他労働条件が合わない、金銭面の条件が合わないなどが結果的にヘルパー組合の職員として確保出来ない様な理由になっていると言う様なアンケート調査もあります。

ヘルパー組合員におかれましては、その人員の確保について毎年、全国各地で行われております新農業人フェアこちらに研修牧場と合わせましてヘルパー組合のブースを設けました。そこで全国各地で出店ブースを設けて相談を受けていると言う事になります。それと更に関東関西圏を中心とした農業系大学校、農業系の高校などへ直接訪問もいたしております。

それから各種新聞、雑誌媒体への求人掲載、更には近年ですとインターンシップの事業としてヘルパー組合の方で、その事業を積極的に取り入れながら人員の確保に努めていると言う様な状況にあります。いずれにしても、なかなかヘルパーの先ほど議員からお話があったとおりの雇用条件が実際どうなんだと言う事で待遇も非常に良い状況と言う事で農協の職員に近い様な給与体系にしています。

それと休暇も月に8日と休暇も必ずとらせると言う様な事で、かなりヘルパー組合も処遇に関しては、様々工夫して何とかヘルパー組合で勤めていただきたいと言う様な事で申し込みをしているのですが、道内各地には、ヘルパー組合が数ありまして、どうしても十勝などの都会よりの方のヘルパー組合に希望者が流れてしまうと言う実態も把握しているところでございます。なかなか浜中町と言う土地がら希望者が今現在伸びていないと言う状況なんですけれども御質問のあったとおりの行政も新規就農者誘致の他にこのヘルパー組合の職員その確保に向けた取り組みもヘルパー組合と同様に一緒に活動を今現在もしておりますので何とか粘り強くそう言った活動も続けていければと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 10日ほど前の北海道新聞なんですけれども、酪農家支援手厚くと言うタイトルで根室管内の農協が別海町や標津町でヘルパーさんの待遇改善と言う事で今、課長が述べられた様に給与のアップと言う事で農協の職員並みの休暇をきちんと出して、これを根室管内の取り組みと比べて参考にしたいと思う様な事があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 先ほどもお答えしたとおり既に浜中町の酪農ヘルパー組合では、給料の改善は、だいぶ前から図られております。また休暇に関しても極力その組合員のニーズに合った様な待遇の処理は、しているんですけれども、更なる待遇の改善を求める声と言うのは、実際あまり組合員の方からは、挙がって来ていません。ただ、どうしても仕事が朝早い事、夕方とのサイクルが、その時間に集中すると言う事で特殊な作業なものですから、なかなか作業体系を変えると言うのは、難しいと思うんです。こちらを利用されている各酪農家の方も色々なヘルパー組合とコミュニケーションをうまく取りながら何とか浜中町でしっかり残ってヘルパーとして働いてもらいたいと言う事で各自その様な工夫をしていると言う事で伺っております。更なる改善と言う事になると他の今議員おっしゃられているとおり根室管内では、今その様な動きは確かにありますけれども浜中のヘルパー組合では、その事をやっていると言う認識であります。今後どの様なニーズが増えてくるのか分かりませんが、その時にヘルパーの職員になるべく寄り添いながら改正に向けた取り組みをやっていければと思います。それは行政のやる事ではなく、あくまでもヘルパー組合の方の改善対策だと思っておりますので、そちらの方の情報も取りながら、改善していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、課長が言われた様に色々取り組んでいると言う事ですが、やはり需要が多いので、それに間に合う様な体制を何とか難しいと思っておりますけれども、対応出来る様に整備をして酪農家の皆さんが不便をきたさない様な施策をお願いしたいと思っております。

続きまして酪農後継者につきまして先ほど水産課に質問したんですけれども、就業交付金を今年から受け取った方は、どのくらい居られるのか、高卒、大卒、Uターン者などでお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 平成30年度の数字で申し上げます。既に今現在6月ですので4月の段階で申し上げます。農業後継者就業交付金の申請の申し込みが2名新規でございました。そのうち1名は、本別の農業大学校を卒業した20歳の男の子でございます。

それともう1組こちらは、Uターン者になります。町内にございます高梨乳業株式会

社こちらの方で就業しておりましたが両親が後継者がいないと言う事で、このお話は、ご本人に伺ったんですけれども、これから父親の後を継ぐんだと言う想いで浜中町に帰ってきました。この方は、妻と子供2人合計4人の家族構成となっておりますけれども、4人で町内に帰って来て今現在後継者として就業しております。この方の年齢は30歳と聞いております。今現在は、その2名の申し込みとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 役場の臨時職員の募集が4回から5回なされておまして同じ様に募集が続けられたんですけれども、あの9名は、どの様な状況で今日まで来ておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 役場職員5月初めの段階で9名不足と言う事で、その後の進展と言う事の御質問でございますけれども、その前にまず平成30年度に任用するための募集のチラシを自治会配布でお配りしてはございますけれども、その辺の経過をお話し申し上げたいと思います。

まず30年1月にパート職員を含む臨時職員九つの職種、これで不足分として20名の募集を希望したいと言う事でチラシを入れさせてもらっています。以降これも合わせて5月までで4回の募集を行っております。1月募集の中では、9名の任用それから2月に入れたチラシの中では3名の任用それから3月は、残念ながら応募がございませんでした。

それから4月に入れた募集の中では2名任用これまでに4回入れた中では、パート職員を含む臨時職員の14名の方の任用を行ったところであります。なかなか職種によっては、応募がないものもありますし、その後、新たに欠員が生じた部署もありましたので現段階で6つの職種で10名の方を更にその後、不足しているので、これは今月の自治会配布のチラシに再度この6つの不足している職種の部分も更に募集をさせてもらっていると言う様な状況であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 臨時職員も集まって来ない理由があると思うんですけれども集まらなければやっぱりそこで働いている方は、大変な想いをすると思います。それで苦労されていると思うのですが新しく給食センターが完成しましたが、確か3名の臨時職員が募集されていたと思うのですが、そのうち何名か任用になりましたか。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（舟橋正蒼君） ただ今の御質問にお答えいたします。議員言われるとおり、常勤の臨時職員が2名それとパート職員1名と言う事で3名を募集させていただいておりますが、今のところ応募がないと言う様な状況でありますし、その中で今いる職員の体制で頑張ってもらっていると言う様な状況であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員

○1番（加藤弘二君） 私、思うのですが、我慢してもらっていると言う事なんですけれども給食センターの臨時職員が調理員と言う事で合計8人くらい居たと思いますけれども、その3人足りないと言う事になれば、やっぱりこの8人にかかる重労働と言うのは、放置しておけないものだと思うんです。そういう点では、もう少し積極的に町長や教育長が頭を合わせると言う様な相談があってもいいのではないかと思うんですが、何か名案などにつきまして教育長いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 新しい給食センターの11名の臨時職員、後は休みで欠けた場合にパートで1名と言う事で実質2名が今、不足している状態です。広い施設の中で11名で組んだ形で今9名で行っている状況であります。何回かもう既に1月、2月、3月、4月、今回5月とずっと募集をしております。一度、男性でしたけれども給食センターの臨時職員と言う事で応募があったんですけども結果として本人からの辞退と言う事になってしまいました。募集をかけていますと今までも1人、2人と4月5月になってくるとこの様にできたと言う状態で、それに期待をしています。どなたかと言う事で探していますが実際なかなか本当にいないと言う状況をつくづく感じております。

今回、募集をしていますので何とか給食センターで働いてみたいと言うかたに期待をしております。その様な状況で本当に妙案がないと言う状況であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この給食センターは女性の調理員ばかりなんですけれども、男性2人くらい入れて男性でも包丁を持ってやれる方もいるかなと思うんです。男性を募集したら、応募してくる方がいるのかなと思うのですが、その色々な事をしながら、ぜひ1日も早い対応策を考えていただきたいと思います。

次に社会福祉法人の特別養護老人ホームハイツ野いちごで従業員が集まらず世話が

出来なくなって満床で50床用意しているのに従業員が集まらないために40床でお世話していると言う状況が前回の定例会でこの様な対応をやっていますと言うやり取りがあったと思います。その後、従業員の数が増えて50床まであと何床と言うところまでの状況の説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ただ今の質問にお答えいたします。全国的に介護現場では、人手不足にあります。町では、平成30年度から浜中町福祉会に対して介護職員の人材等に関する補助と言う事で行っております。浜中福祉会では、4月から介護福祉奨学資金貸付事業と介護福祉士志願者支援事業を町の支援によって制度化しております。その効果として4月に介護職員20代の介護福祉士1名を採用しております。これが今回導入しました介護職員志願者支援支給事業の初めての対象者となります。

また非常勤職員1名を常勤職員とする事で夜勤可能な職員が1名増えました。これも処遇改善による効果だと考えております。これらの人材確保による取り組みによりまして入所人員は5月末の入所者42名で1月末の40名より2名受け入れが増えております。この人材確保と処遇改善により、年度途中でありますが事業への補助の効果があったと言うふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 大きな事業所でいくつか人材不足と言う事で質問させていただきました。私、冒頭で言いましたけれども、どんどん人口が減っていき歯止めがきかないと言う事で100名ずつ決まった様に行くんですけども、そこにストップをかけて100名減らないで現状維持でいくには、どうすればいいのかと言う様な対応策を立てなければならないのかなと思っております。この事につきましては、非常に早く何としても呼び戻さなければならないと思うんです。出て行った息子や娘たちに浜中町の現状の話をして働く人たちが居ないと言う事で浜中町に戻って来て働かないかと声をかけてみたり、浜中町に戻って来ておまえの力を貸してほしいと言う様な取り組みとか考えられていないのか、ぜひ私は、津波がおしよせて波をひいていく様な勢いでいく時にどうやって防ぐのかと言う危機的な漢字を抱いているんです。それは直接的に息子や娘たちにこの様な状況で浜中町の産業もなかなかスムーズにいかないと言う運動をどの様に広げていったらいいのかと言う事、もう一つは、移住者浜中に良い所があるから住んでみたいと言う移住者が沢山来てもらえる様な取り組みが地道ではあっても年に10

人も20人も来ると言う事でなくても最初は、1件2件で結構だと思うんですが、他から呼び寄せると言う仕組みを考える、この様な点で良い答えがありましたら、答弁を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。人口減少は、非常に大きな問題だと思っております。第5期総合計画でも、少子高齢化あるいは人口減少に触れさせていただいております。一次産業における担い手育成、新規就業支援なども計画に盛り込んでおりますし、そう言った中で産業基盤の整備、後継者の育成に支援に力を入れてきたと言う事実上でございます。議員おっしゃられましたとおり地域に残っていただける、力を貸してくれと言うお話でございますけれども、これからも、浜中町に住みたい、いずれは帰ってきたいと言う選択肢を若い方に持ってもらえる様な郷土愛が育まれる教育や地域コミュニティの形成、就業支援や産業基盤の整備と言う事で事業を実施していると言う事でございます。

先ほど御質問にもありましたとおり就業交付金制度と言うのも創設しました。これも浜中町に住み続けていただける、あるいはUターンしてもらえるとと言う事の施策の一つだと言うふうに捉えております。

また働きながら子育てしやすい環境と言う事で子育て支援についても力を注いで来たと言うふうに考えているところであります。

また今年度1戸ではありますけれども、お試し住宅と言う事で浜中町を体験していただける様にと言う事でも取り組ませていただいております。まだ道半ばではあると思っておりますけれども一步一步確実に実行しながら浜中町の良さをアピールする、あるいは浜中町を知ってもらおうと言う仕事をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、企画財政課長が言われたとおりです。子育てをする事に関しては、若いお嫁さんたちのコミュニケーションの場もあってとても元気づけられる社会福祉の取り組みがとっても良いと言う声も上がっております。

また乳幼児の医療費の無料化もあって子育てをするには、とても良いと言う喜びの声もあるんですけれども、なかなか浜中町に住んでくれないと、その良さが分からないと言う所もあるんです。他から来た人方は、みんな素晴らしい所だと言って住み続けると言うんです。そのきっかけをどの様に作って行くのかにあると思うんです。

最後に町長、今の人口減に歯止めをかける小さな取り組みでもいいのですが、町長の考える策は、如何なものでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 多くの方に来てもらいたいと言う事は、今人口不足の中では、確かにあると思うんですけれども浜中町で一つの例としては、新規就農の制度があります。この制度で今、浜中町の酪農家戸数の2割が新規就農であります。ですから浜中町では、先端的な取り組みだったと言うふうに思っています。ですから当時、確かに農業だけで言うと人が少ないと言う事は、産業がしっかり出来てきているから逆に人が足りないと言う状況になっていると思うんです。ただ産業振興と言うのは、我が町の基本的な事ですから農業、漁業しっかりやって行こう、どうやって人を集めてくるのかと言う事も含めてあるのですが、それは必要だと思っています。

それと企画財政課長が言いましたけれども今、盛んに子育て支援それから就業交付金と色々と手を打っています。先ほど福祉の関係の補助金の制度も作りましし考えつく制度と言うのは、順次やってきているのが実態です。ただ思ったほど来ないと言うのも事実かなと言うふうに思っています。

先日、東京に出張した時に農協の理事さんと同じ飛行機になりました。農協の理事さんは東京の大学に行き、農業大学のグループで農協として農協の職員を勧誘に行くと言う事を言っておりました。他に農協の方たちもいたのですが北海道の農協の職員も探しに行っています。そして今年の卒業生かと思ったら違うんです。今年の卒業生は、諦めて2年生、3年生を狙っているんです。そして、その方を北海道に連れてきて研修、体験をさせると言う事なんです。そして職員にして行くと言う事をやられています。それと今までは、労働不足があって後継者不足になっているんです。だから今、労働力不足の方が先に来ているんです。後継者より足りないと言う位置づけになっていると思うんです。担い手と思われる人たちを如何に町から留めておくかと言う支援策が今求められているのかなと思うんです。その後に後継者の育成確保と言うのがでているのかなと思うんです。今そのくらい追い詰められている状況だと思っています。これから、どの様な考え方でまちづくりをしていくか、人をどう集めていくかと言う事も含めると産業もしっかり守っていかなければならないと思いますし町の人口も増やして介護含めて他に外国人も来るかもしれませんけれども、この様な形で進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。初めの質問事項については、第6期総合計画策定のプロセス手順についてであります。町政執行方針では、第6期浜中町総合計画の策定に向け、まちづくり委員会等の組織設置や各種アンケート調査等を実施し、町民と行政が一体となった策定を進めると述べております。策定に関しては、策定要領が定められていると思っておりますので、要領に定めた手順について伺ってまいりたいと思います。

まず1点目ですが、策定要領には、策定の趣旨、策定に当たっての基本姿勢、策定の推進体制、新計画の名称、総合計画の構成と期間の定めがあると思っておりますので、その概要について簡潔に御説明をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。趣旨を全部書いてある事を述べますと長くなりますので、かいつまんでお話しさせていただきたいと思います。

まず趣旨ですけれども、これまで第5期総合計画に基づき、様々な施策を展開し、まちづくりを進めて来たわけですけれども、その間、基幹産業である農漁業を取り巻く環境の変化や人口減少、少子化、高齢化の進行、公共施設等インフラの老朽化さらに東日本大震災や熊本大震災などの様な大規模自然災害への対応など多くの難題に直面しているという状況でございます。この様な中で産業振興を基本に町民と行政が共同しながら、浜中町の将来像を描くと共に長期的視点に立った実効性のある総合計画を策定するという事で規定しております。

続きまして基本姿勢でありますけれども、まちづくりの最上位計画として自然環境の保全を図り産業振興を中心とした計画づくりそれと住民と行政の共同による開かれた計画づくりと言う事でこの2点を基本姿勢としております。策定の推進体制ですけれども、こちらにつきましては町民と行政の共同と言う視点のもと町民からの意見や提言を把握するためのアンケートや懇談会、絵画、作文等の募集や町民からなるまちづくり委員会の設置、町職員で組織する策定委員会やプロジェクトチームの設置などを行う事としております。

新計画の名称期間構成でございますけれども、新計画の名称につきましては、第5期までの流れを踏まえまして、第6期浜中町まちづくり総合計画としております。

また総合計画の期間ですけれども、計画期間は、平成30年度から平成41年度までの10年間32年度から41年度までの31年度で現計画が切れますので32年度から41年度までの10年の計画、そして基本構想、基本計画それと実施計画で構成し各種計画と他の計画との整合性を図るものとさせていただいております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 簡潔に説明をいただきました。この計画については、第4期総合計画第5期総合計画も同じ様な流れで来ていると思いますので、私は、多分第6期についても、そう言った前期計画を踏襲しながら進めていかれるんだなと言うふうに思っていました、そのとおりの説明でございました。

2点目に移ります。策定の手法については、自前による策定になりますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問ですけれども、その様に自前と言う事で取り組ませていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 次に3点目ですけれども、計画づくりの視点と言う事で、第3期の総合計画では、三つの項目で視点を定めておりました。少し読みますと一つ目は、時代の変化に対応した施策の展開と言う事で5点ほどありますが、重点事業の選択と施策の展開。二つ目が独自性のある施策の展開。三つ目がまちの大きさに合った施策の展開、四つ目が暮らしている事への充実感の提供。五つ目が効率的効果的施策の展開と言うのが大きなその時代の変化に対応した施策の展開の項目でありました。

二つ目は、自立し発展する新たなまちづくりと言う事で地方分権社会に対応したまちづくり、地域の自主性を重視する政策を立案して、進められる事から実行するのではなくて自らの責任において選択して実行していくと言う事です。二つ目が活力ある地域社会の持続的発展、三つ目が人材の育成と言う事で人づくりと言う事に重点を置いていくと言う事が述べられています。三つ目は、協働によるまちづくり、一つは、町民との共同のまちづくり二つ目が民間団体への支援と言う事で、それぞれ定めがありますけれども同じ様な形で計画づくりの視点は、第5期を踏襲する事になるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問ですけれども一言で言えば踏襲する事に

なると言うお答えになろうかと思えます。10年経過して、また新たな課題と言うのも当然発生しますので、そう言ったものを盛り込みながらと言う事にはなりますけれども、前計画を踏襲しなければこれまでの施策が中断すると言う事になりますので当然、踏襲すべきだと言うふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 4点目ですけども町民参加の機会は、どのようなプロセスで行われるのか具体的な事例これを挙げていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。現在、まちづくりのアンケートを実施中でございます。

これは、前回の計画作成の段階でも実施しております。基本的には前回実施しているものについては、同じ様に実施させていただきたいと言うふうに考えております。小中高校生を対象とするアンケート、一般町民を対象とするものだけではなくて浜中町の次代を担う小中高生こちらのアンケートあるいは、絵画とかと言う事も考えておりますし、当然それについては、教育委員会を經由して学校にお願いすると言う事になろうかとは思えます。まちづくり委員についても結果として数は少なかったのですが、一般の方が自ら手を挙げてくれる方も募集させていただいております。そう言った形で広く町民の声それから若者の声を聞いていきたいと言うふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町民の多くの声を聞くと言う事は、非常に大事な事だと思っております。多分まちづくり懇談会の事かなと言うふうに思うのですが、隔年で実施されております順番からいきますと今年度30年度が次回だと言うふうに思いますが、これも一部聞くところによると今年度は実施しないと言う様な声も聞かれておりますが、これが総合計画策定のアンケートをやって、それがある程度まとまった部分で出来た段階で翌年度、各地域に入って説明をするために1年ずらすと言う考え方なんでしょうか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） まちづくり懇談会の関係でございます。今年度、隔年実施と言う事で前回、一昨年ですので、その順番で行くと秋に28町内会、自治会で短期

集中でと言う事の年になります。本来であれば今の実施年が1年ずれていると言う事もございますけれども、今議員おっしゃった様な事もあります。仮に今年度まちづくり懇談会をやった場合は、まだ総合計画の策定に着手したばかりですので総合計画の話は、今年度、開催してもまだする段階には至っていないと思います。そう言った事を考えると今年度やった場合については、来年度またと言う事も考えなければいけないと言うのも1つでございます。

それとまちづくり懇談会は、短期集中では今年度実施しないと言う事でございますけれども、聞くと開催方法を今年度は、変えさせていただいたと言う事でした。実施しないと言う事ではなくて各町内会、自治会で希望者ございましたら、その希望に合わせて赴く事もいたしますし、そう言った事で声をかけていただき、これにつきましては、自治会連合会の総会時に各町内会、自治会の会長さんをお願いさせていただきました。役場へ赴いていただいても結構ですし、こちらから行く事も厭わないと言う事でお話しをさせていただいているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今のお答えですけれども私もその様に聞いていました。それで個別の地域課題については、その都度、要望を受けると言う事の様ですが、今、総合計画を作成する段階で関連しますのでお聞きした次第であります。

次に聞きますけれども、5点目ですが地域からの要望、未決事項ですけれども先ほど自治会、町内会からの未決事項等ありますけれども、我々議会での一般質問これの未決事項については、どの様に反映されるのか、合わせて6点目ですが、浜中学で地域の自然や産業を学んで地元の課題解決に向けて探究活動をしている霧校生の提言が今まで数年行われてきております。それらの集体制とかをまとめて、その提言をどの様に反映していくのか、あるいは観光分野でいくと大学生のアンバサダーの提言などもあるわけですけれども、それらをどの様に計画に反映していくのかをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） まず1点目の未決事項方からお答え申し上げます。未決事項それから着手できなかったものと言う事で、どう言った状況でそうなったのかを検証しながらと言う事になろうかと思っておりますけれども意見や提言として整理する事は勿論ですけれども、状況に応じて話をさせていただいて反映させるべきものについては、

させていきたいと言うふうに考えているところでございます。

霧多布高校につきましては、浜中学と言う事で、これまでも様々な地域課題の解決について御提言をいただいていると言う事でありまして若い世代で柔軟な発想と言うのもございます。また次代を担う世代と言う事もありますので、そう言った意見と言うのは、重要なものだと思っておりますのでアンケート調査を高校生にも実施する予定でございます。学校ですので、そのアンケートについては100%回収できるのかなと言うふうに思っておりますので、そう言ったものを見ながら中に入れて行きたいなと言うふうに考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 7点目に移りたいと思います。基本構想、基本計画骨子が再来年の31年にでてくるのかなと言うふうに思っていますけれども先ほど10番議員からも御質問があった中で、その都度、議会に説明しますと言うお答えが企画財政課長の方からありました。私は、ある程度、基本構想なり基本計画がまとまって骨子が出来た時点で議会に説明をしていただくと言う事で協議すると思っていましたけれども、その辺をどの様に、またどの時期に考えておられるのかを聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問です。午前中に随時と築地と言うお話をさせていただきました。議員おっしゃるとおりでお示し出来るものがない限り集まっていただいてもお話出来るものがないと言う事ですので当然、素案等がでてきます。そう言った中で説明の機会を設けさせていただきたいと思います。ただ、そこまでに至るまで何かあると言う事も考えられますので、その場合については、前段として報告や御相談と言う事もありうるのかなと言う事での午前中の答弁と言う事で捉えていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 総合計画の策定に関しては、将来の子供たちに希望の持てる計画づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 質問中ですがけれども、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川村議員。

○9番（川村義春君） 2点目の質問でありますけれども、組織機構の事務文書の改廃についてお尋ねをしていきたいと思っております。

4月の人事異動に伴って浜中町事務分掌条例と言っておりますけれども事務分掌規則が改廃された様であります。中身をみますと企画財政課の環境政策係が広報に閉じ込められている組織図それから削除されていると言う事でありまして、これについて関連する事項もありますので、これを含めて質問をさせていただきたいと思っております。まず最初に経過から申し上げますと環境政策係が設置された経過につきましては、当時の石本町長時代だと思っておりますが平成14年の6月定例会で栗本議員が一般質問をしております。それを見ますと4月1日付けで環境政策係を新設したこの位置づけについて質問しておりますけれども、当時の町長の答弁は、環境保全や賢明な利用は、地球規模の重要な課題であると言う事から、その重要性から新設をした。低目を指す方向として、環境基本条例、環境基本計画の策定を中心に霧多布湿原の保全の検討、景観を含めた住環境対策、環境重視型社会の取り組みを進めると言うふうに答えておりました。これは、議会だよりに掲載されていた事項であります。それで環境重視の政策は、時代に即した対応であると思っております。今でも思っておりますけれども16年経った今、何を理由に改廃に至ったのか、その辺をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 企画財政課の環境政策係が組織機構から削除されて何を理由に改廃に至ったのかと言うところの御質問でございますけれども議員おっしゃられるとおり現状においても環境政策この部分については、重要課題であると言う事で十分認識しているところでございます。何を理由に改廃に至ったのかと言う事でありましてけれども状況で申し上げますと今年の4月時点における職員数それから現在の組織機構における係の数それから係の配置人員これらを勘案しながら4月1日時点での限られた職員数の中で人事配置を行いました。結果としては、環境政策係の配置に至らなかったと言うところがあります。具体的には、退職者数や新規採用者数また今年度、北海道への研修派遣職員と言う事で1名を派遣研修の方に行かせておりますし、更には育児休業取得職員これらも現状で来年度末までの状況でありますけれども3名が取得中であると言う様な事もございまして結果として人員の配置を満たす事が出来なかったと

言う状況でございました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今、総務課長の方から環境政策係をなくした理由について述べられました。私は、環境重視の政策は、スクラップアンドビルドと言う形で、もう時代遅れとか用が足りたから必要ないと言う事ではなくて単に職員の不足から係をなくして事務分掌を再編成したと言うふうに捉えて受けとめておきたいと思っております。ただ私、昨年9月の一般質問で景観条例それから景観計画を作成する事務分掌は、環境政策係となりますよと言う事で聞いておりました。今の体制は、課長が係長兼務で係りが1人しかいないと言う事でありました。この様な事で来年、総合計画があるし、この計画をつくると言う事になると大変だと思うんです。だから私は、その辺を逆に充実したらどうかと言う事に対して副町長は、担当課長と協議しながら、その対応をして参りたいと言う事でした。次の4月の人事異動で判断をしていきたいと言うふうに答えておりました。私は、この様なやりとりがあった中でなぜ環境係がターゲットにならなければならなかったのかと思うんです。他の課と協議して調整が出来たと思うんですよ。もしくは、今の企画調整係に事務分掌を仮に移したにしても、そこで課長が兼務するとか、その係を残して企画調整係長が今の環境政策係を兼務するとかあっても良かったのではと思うんです。それだけ環境政策係の4つの中身と言うのは、住民と直結したものだと思っていますから、そう言った面で私は、管内の状況を調べてみました。

厚岸町と弟子屈町は、環境政策課と言う課を設置してこの様な環境に関する今の時代に必要だと言う事で課を設置して対応していると言う状況にあります。他の管内でも環境政策係を設けているところもありましたし、そう言う事で大事な事だなと言うふうに思っているんですよ。それで環境政策については、課長も答弁で重要なものだと言っていますから、総合計画策定に向けた基本テーマにもなっていますから、そう言った意味で今後の事務事業の見直しも行革大綱の中にありますから、どの様に今の環境政策係を位置づけていくのかお聞きしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられた様に確かに隣町の厚岸町や弟子屈町が専属の課と言う事で環境に関連する業務になってございます。

厚岸町で申し上げますと、その中に鳥獣も含めた環境政策対応と言う様な事もお聞きしておりますし、そう言った中では、今後の環境政策についての扱いと言う部分であり

ますけれども、今現在、庁舎の方の建設準備と言う事で進めさせていただいております。そう言った中では、この庁舎へ移転するまでの期間の中で組織機構の部分の見直し、当然に前年度から庁舎移転に関わっての各関係部署からの意見も取りまとめておりますけれども、それをより具体的に進めていくためにも庁舎建設の引っ越しの段階には、ある程度その辺のところを全部整理しながら組織機構の見直し業務、事務分掌のも全体的に再生利用していくと言う様な事で計画としては、思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、総務課長が言われた事は、大変大事な事だと私は、思います。1係と言うよりは、今の環境分野も含めて重要なものだと思います。人員をどの様に配置するかと言う事であるのですが、町民と直結する窓口を配置すると言った方向で考えていただきたいと思っております。

それで2点目に移りますけれども今まで3月までありました環境政策係が所管していた4項目については、環境政策の企画調整及び調査研究に関する事、これについてISOも入ります。それと自然環境の保全に関する事、地域エネルギーに関する事、その他環境対策に関する事と言う4つの項目がありますが、この事務分掌について、どの係が所管する事になるのか、その辺を聞いていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。これまで企画財政課、環境政策係に4つの事務分掌と言う事で今議員おっしゃられた項目が規定されておりました。この4つの項目は、この政策の主題でありますので、大きな主題の部分については、企画財政課企画調整係で事務を執り行うと言う事で改正させていただいております。ただ人員が1人削減と言う形になってございますので、今年度につきましては、苦肉の策だと言うふうに思っておりますが、ある業務については、町民に御迷惑かけるわけにはいきませんので、絶対実施していかなければならないと言う事でございます。そう言った中で基本的な事は、企画財政課でそのまま文書として残す形となりましたけれども例えばウォームビズの対策、実はクールビズは、今までも総務課で対応しておりました。同じ様に取り組みで夏か冬かの差と言う事があります。そう言った観点で他のいくつかの業務について既定の規則の中で対応してする事も可能ではないかと言う判断をしたものについて、協力していただくと言う形で他の課に振らせていただいたと言う部分はございますけれども基本的には、今までどおり企画財政課で所掌すると言うふ

うにしております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 3番の質問にも関連するんですけども、今までの企画財政課の事務分掌でいきますと条例で環境の保全に関する事で明記されておりました、環境政策系の事務分掌が全て網羅していたわけです。これが所管する部分の一部でも他の今言われた様に協力してもらおうと言うのも、分からない訳ではないですが、我が国は、法治国家でありますし、我々自治体職員は、国の法律あるいは、条例規則等で仕事をするわけですから、そういった部分からいきますと私は、他の課に一部でも所管させと言う事であれば例えばウォームビズは、総務課あるいはISO14001の学校側のISOこれについては、町民課でやって下さいと言うふうになるとすれば例えば町民課の中には、条例事項として定めているのは、環境保全に関する事と言う条例事項での定めはないんですよ。ですから私は、基本的な事を言えば条例改正だと思うんですよ、ですから条例改正をして各課に降りましたと言う説明が町民にもあるべきだし我々議会にもあるべきだと思っておりますので、その辺お聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問についてお答え申し上げます。

結果として条例改正してございません。条例改正は、必要ないだろうと言うふうに判断させていただいたと言う事でございます。確かに課をまたがって業務の一部を移動しているものはございます。先ほど申し上げましたウォームビズの関係それと放射線測定の関係につきましては、防災対策室それと学校版環境ISOの取り組みについては、町民課生活環境係それとオオハンゴンソウ等の処理これも町民課生活環境係と言う事で移動させていただいております。これにおきましては、3月の内に関係する課長それと条例審査会は、開催しておりません。当然、条例規則を改正するという事は、ないと言う事で正式な審査会は、開催しておりませんが、各委員に意見を聞きながら構想を言った内容であれば条例改正、規則改正と言うのは必要なく、それで対応してもやぶさかではないのではないかと、先ほど言いましたウォームビズについては、クールビズと同様だねと言う事で総務課で対応できるだろうと思いました。

それから放射線測定の関係につきましては、3.11後に発生した業務でございます。そういった災害対策と言う事で関連づけて防災対策室の業務として既定の規則の中でも対応出来るものではないかと言う事で思いました。

それと学校版環境 I S O の関係でございますけれども、学校で節電でありますとか、ごみの分別による資源物対策そういった取り組みであります。ごみの減量化対策と言うのも生活環境係と言う事でありますので、そういった事を考えると大きく外れるものではないんじゃないかと言う判断をさせていただいたと言うところでございます。確かに議員おっしゃるとおり課をまたぐ様なものについては、条例あるいは規則の改正は、原則だと思います。そのとおりだと思いますけれども、例えば逆に申し上げますと自然の番人宣言こちら町民課生活環境係でこれまでも業務を担当しております。そういった観点からしますと自然の番人宣言の業務は、果たしてそういう事で考えると同様に今までも企画財政課であるべきだったと言う事も考えられるのかなと言う気もします。そう言事で庁舎内全職員が協力して業務に携わる言う事で考えさせていただいたと言う事でございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、企画財政課長から言われた自然の番人宣言ですけども、これは生活環境に関する部分だったんですよ。だから町民課の中に生活環境係の中にその他生活環境に関する事とあるんです。私、過去に町民課長をやりましたけれども、この自然の番人については当時、町民課の中でやっていました。これは、事務分掌があるんですよ。今回、私は絶対だめだと言っているわけではなくて町民に対しても次の質問にもあるのですが密接に関係する部分がありますから、町民にもしっかり説明する、そして議会にも4月以降に全員協議会もあった訳ですから、この様に直した条例改正まで必要ないと言うふうに思っていますが、どうでしょうかと言う問いかけくらいあってもいいと思うんですよ。

それと関連して聞きますけれども、浜中町事務決済規定の専決事項がありますけれども直っていないと思うのですが、その辺も確認をしておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問でございます。町民と密接に関わる業務と言う事でのお話でございます。私どもの考え方と申しましても、おかしいですけども先ほど総務課長が答弁を申し上げましたとおり、非常に大切な業務だと言うふうに押さえております。その大切な業務、よその課に行くと言う事であれば条例改正も必要ですし御相談あるいは報告と言う事で考えられると言うふうに思っております。大切な業務でその業務が企画財政課の中に残ると言う事で逆に今までどおり町民の方は、企画財

政課に相談していただけると言う想いでございました。その状態は、守っていきたいと言う想いもありましたので、その様に考えると御理解いただけるだろうなと言うつもりでございました。その考え方の相違があるのかなと言う気はしますけれども当然、機構改革こう言ったものについては、議員おっしゃるとおり町民の方にもお話させていただきだと思っておりますし、議員の皆様にもお話させていただくと言うのも筋だと思っております。

今回この様な形をとらせていただきましたけれども今回の部分については、御理解いただくと共に今後は、議員おっしゃる様な形で対応させていただきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今後、機会があれば町の広報等を通じて簡潔にこの様な業務について変えましたよと言う事を周知してほしいと思っております。

それから5点目ですけれども、環境政策に関する相談窓口は、機構組織機構図から消えてしまったので町民目線からどこに相談したらいいのかと言う事で見えなかった場面があります。それで景観に悪影響を与える事案があります。これは、先ほど言った様に関連する事項を含めて質問すると言っておりますので約束している景観条例や景観計画の策定事務に関連する話ですけれども、少しお話をさせていただきますとその事案は、琵琶瀬墓地周辺の高台に小型風力発電建設の動きがあります。これについては、農業委員会を通じて聞いていると思うんですけれども、別海町の民間事業者と言っております。その業者が墓地周辺の民有地を4カ所ほど4人の地権者から購入したと言うふうに聞いております。あの場所は、テレビのお天気カメラが設置されている場所でもあるんです。歴史的にも大事な場所かなと思っておりますが、あいにくその場所は、民有地であります。この高台周辺は、平成21年に霧多布湿原トラストが50万坪買い取りプロジェクトを立ち上げて138平米取得しておりますけれども、墓地は、町の管理する墓地であります。そこを利用する琵琶瀬地区の住民を中心にその人方の便宜を図るために現況道路部分を分割して利用してもらおうと言う事で町に取得をしていただいております。ですから、その道路部分は、道路用地と言う形ではなくて町有地と言う形になっております。実際その分割した部分は、今墓地を利用する方々が利用しておりますけれども、1番心配しているのは、当時トラストが全て買えれば風車を作るために奥の方に機材を運ぶとかは、止める事は出来たのですが、2幹線に町有地があると言う事で、そ

れが現況道路だと言う事で町有地を利用して風車建設の機材が運ばれると言う事が予想されるんですよ。それでぜひ、町長には、9月定例会でも経過についての答弁いただいておりますけれども、一度基本に戻って基本的な立場で関係団体含め協議したい、守るべきところは守っていく、今後そういう方向で進んで行きたいと言うふうにお答えをいただいておりますので、景観に関するアンケート調査も今回やっておりますから、心強く思っていますが景観に悪影響を与える事のない様にしてほしいなと思うんです。多分この様な事業者については、北海道に届け出をだして浜中町長に意見を求めると言う事がでてくると思います。そういう機材を運ばせない、あくまでも墓地利用者のために町有地として取得したんだと言う事をぜひ、言っていただきたいと思うのですが、その辺の見解をいただきたいと思います。町長お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。町長のところに全ての情報が入っている訳ではありません。しっかり、その情報を含めて確認して、その後の対応をとりたいと思っています。

それと9月の時に言っていたのは、守れるところは、守っていききたいと言う事これに関して、変わっておりません。この様な事で進めていききたいと言うふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から基本的な考え方が今述べられましたけれども、私は、琵琶瀬地区の高台周辺を自然公園と言う形で管理できないのかなと思っているんです。浜中町自然公園条例と言うものがあります。これは、涙岬公園が指定されております。行為制限と言うのがあって許可制になっています。それと行為の禁止もあります。ですから行為を制限すると言う事になれば手っ取り早いのが、まず景観条例なり景観計画が出来るまでの間ですけれども1番早いのが自然公園条例に琵琶瀬墓地周辺を琵琶瀬岬自然公園と言う様な形で条例化すると言う事も、検討に値するんじゃないかなと思っています。

それと稚内市では、小型風力発電施設等の建設及び運用の基準に関する条例の様なものを制定しました。その結果、稚内市では風力発電2基を撤去命令と言う事で本来100メートル以上住宅地から離すものを50メートル未満に設置したと言う事で、それで撤去命令を出して、それに従わない場合については、その業者を氏名公表すると言う様

な条例も作っております。ですから、いずれかの方法で必要じゃないかなと思ってますので、ぜひ検討いただきたいと思いますが、そういう方向を目指す予定があるのか、また考え方があるかどうかをお聞きしておきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回の自然公園の関係でありますけれども、これも含めて今どう出来るかと言う事は、言えませんけれども、しっかり情報を捉えて協議して、また相談もさせてもらうかもしれませんけれども、この様な形で決めていきたいと思っています。今は、どの様に出来るかと言う事は約束できませんけれども、それも含めて進めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 景観については、役場庁舎も今、この裏山に3階建ての眺望で大きく立派な庁舎が建設されます。そこから丸見えなんです。そんな事で景観を阻害する事には間違いないと思いますので極力、早急に検討していただきたいと思います。この条例化については、自然公園条例だとか小型風力発電に対する条例と言うのは、やる気になれば早めに来れると思うんです。ただ景観計画なり景観条例は、やっぱり今やっている住民アンケートや色々道に対する協議とかも必要になってきますので、その辺をぜひ早めにやってほしいなと思いますので担当課長、副町長でもいいのですが町長からは、先ほど答弁をもらいましたので事務方のトップである副町長から条例関係でお答えをいただいて終わりにしたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 先ほど答弁したとおり必要な事は、事務方としてやって参りたい、この様に思います。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第12 議案第35号 浜中町空き屋等適正管理に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第35号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第35号 「浜中町空家等の適正管理に関する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、近年、適切な管理が行われていない空家等が全国的に増加し、社会問題となっていることから、国では、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日に全面施行されたところであります。

この法律の制定により、市町村が空家対策に取り組むための法的根拠が整備されたことに伴い、町内における空家等の適正管理に関し必要な事項を定めた、「浜中町空家等の適正管理に関する条例」を制定し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するためのもので、条例では空家等に対する所有者や町の責務、実態調査から行政指導、命令、代執行などの措置の規定、安全代行措置の規定、空家等対策協議会の設置などを定めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、防災対策室長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） （議案第35号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第35号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 空き家の問題で苦情もありまして、この問題を解決したいという町民の声もあるんです。それで私は、この条例がどのような効果をもたらすものかについて質問したいと思います。例えば漁家が兄弟でそれぞれ散りまして家から出て独立したひとり者の長男が空き家の所有者であります。しかし所有者が東京で病に侵され亡くなりました。この空き家の隣に住んでいる方の家に風が吹く度に屋根が飛んできたり、窓の枠が外れたり大変迷惑をしているので以前から、この空き家を処理してもらいたいと言う事ではありましたが、とうとう所有者が亡くなりました。この様な場合、役場に空き家を壊してさら地にしてほしいと言う隣近所の声が多く、この条例で役場は、どのような対応をしますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。現状の空き家の中の条例で言われま

す特定空き家等と言われる周辺に多大な影響を与える様な空き家の関係でございますけれども、この条例の中では、風等で飛散の状況があるとすればこの条例の中では、緊急措置をとっていきたいと考えます。それと基本的には、空き家の所有者が責任を負わなければならないと言う事でございますので所有者が亡くなったと言う事でありまして、その相続人は、誰なのかと言う事、あるいは建物の登記がどの様になっているのか、土地がどの様になっているのかも含めまして調査をしていかなければならないと言う事でございますし、その所有者がいればその所有者の責任において処理をしていただくと言う事になりますし、例えば相続放棄をした場合は、所有する人間がないと言う事であれば町としても考えていかなければならないと言う事でございます。この条例の中には、代執行と言う事がございます。所有者のいない場合は、簡易の代執行と言う形になりますけれども法的には、そういう措置もとれると言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 所有者が亡くなった、しかし所有者の兄弟がいると言う事もあってこの文章の中に委員会をつくったと言う話がありましたよね。その委員会で、この問題を解決するための方法があるのか、最終的にこの空き家は完全に周囲の人たちの要望に答えて整理する事が出来るのかと言うところまで、この条例も含めて説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 委員会と申しますけれども条例上は、協議会と言う形で設置をしていきたいと言う事でございます。

この協議会ですけれども、これにつきましては、地方自治法の附属機関の位置づけと言う事でございます。良くある審議会、諮問機関と同じ様な性質の機関でございます。この協議会でございます。これから、この条例が施行されてから設置の要綱を作りたいと思っております。その内容ですけれども、まだ想定される案の段階でございますけれども、この協議会の委員につきましては、11名程度を考えていると言う事でございます。地域住民の代表の方あるいは学識経験者と言う事で弁護士、司法書士、不動産鑑定士それと釧路地方法務局の職員もこのメンバーに加えたいと言うふうに考えてございます。それと消防、町長にもこのメンバーに入っていただくと言うふうに考えてございます。これは、措置法の第7条に協議会と言う部分がありまして、この第7条の中に町長も含めると言う法律になっておりますので町長も含めた中で協議会を設置して

いきたいと言うふうに思っております。それと2点目の関係でございますけれども非常に状態の悪くなっている空き家等の整理が出来るかと言う事ですけれども、この件につきましては、まず1件1件実態調査を行って状況を把握した中で、できれば所有者の方なり関係者の方が自主的に処理していただければいいのかなと思っておりますけれども、そういう状況にもならない場合は、やはりこの条例に則った部分でやっていかなければならないと思っております。

また、その空き家を増やさないと言う部分では、今後人口減少も予想されると言う事で空き家も増える懸念もあると言う事でありますので、その空き家を増やさないと言う様な事で今後、検討していかなくてはならないのかなと思っております。この条例を今つくって、それからいろんな協議会で審議して行く、その協議会の審議と言う部分に関しましては、設置をして構成メンバーを確定させる、それと現在、空き家等の対策の計画と言うものがございまして現在まだ素案の段階でございます。この素案を協議会において審議していただいて成案にして空き家の対策を進めて行くと言う流れになっておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 最後ですけれども先ほど法務局とか色々な組織の上の方が入ってくると言う事を考えますと、やっぱり本人が居なくても亡くなっていない、その様な中で周辺に兄弟や関係者がいると言う事であれば少しでも安くさら地にしたいと言う相談になってくると思います。建物を解体するのに100万とか200万かかる訳なんです。親戚一同で考えたりする訳なんでしょうけれども、行政としてこれらの持ち主が本人でない場合、その親戚がやるという場合に出来るだけ費用がかからない様にと言う事から行政でどの様な支援が出来るのか、何か考えているのかどうか最後によりしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、この空き家等の関係につきましては、先ほど申しませんでしたけれども役場の中、具体的に言いますと防災対策室の空き家の相談窓口を設置したいと言うふうに考えてございます。

相談窓口で受けた内容におきましては、他の庁舎内、他の部署等とも連携を取りながら対応していきたいと言うふうに考えております。

また除去の関係で空き家を壊すと言う部分に関しましては、色々な方法があると思

ます。例えば今回メンバーの中で考えられている部分では、建設業協会もごぞいますし様々な部分も盛り込みながら言っていますので、その中で何が一番いいのか、何が一番効率的なのかと言うふうに思っています。実際、代執行は、あまりやりたくありません。代執行しない方向でもし出来るのであればそちらの方を少しでも出来る様に努力をしていきたいと言うふうに思っています。

それと行政の支援と言う事でごぞいますけれども今後、この空き家の対策計画の中に盛り込んでいきたいと言うふうに思っています。他の自治体の例を申しますと、この除去に関する部分の支援制度も持っているところもごぞいます。

また空き家バンク等、この空き家となっている物件の有効活用を図ると言う様な制度を持っているところもごぞいますので町としても、その部分については、空き家対策の計画の中で進めていきたいと言うふうに思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 本気になって対策に応じてくれるのかなと言う想いでおりました。基本的なことを伺っておきます。この問題に関しましては、過去に御質問させていただいております。当時、答弁いただいたのは、総務課長から色々な答弁を聞いておりますし、現に今取り組んでおられる空き家状況の調査等も実施していると言う答弁もあった中で突然、防災対策室の中の適正管理をお願いしますと言う文書が、加えられた頃から防災に移ったのかなと言う認識でおりますけれども、まず基本的に特定空き家に関しましては、たしかに防災の側面が大きい問題があると思います。この空き家等に関しては、果たして3名しかいない防災対策室で忙しい中、更にこの業務になると言う事に大変疑問を感じております。実際に大丈夫なのかなと言う想いもあります。先ほど相談窓口の設置も行うと言う事での答弁もあった中で、どの様な考えで担当課がしたのかと言う事を確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 平成29年度の途中に今議員おっしゃった様に全体を統括する部分の所管として防災対策室そちらの方に移って色々作業をこれまで進めてきています。以前に総務課で色々調査などをして来た部分では、役場の中としてどの様な扱いがいいかと言う事は、防災対策室に移る前に庁内の関係部署、総務課もそうですし、防災の関連からすると防災対策室あるいは、色々な税情報そういった関係の所でいけば税務課の関係部署また今後の支援ですとかを目論むとすれば企画財政課あるいは、危険

建物、調査関係でいきますと建設課この様な関係部署が集まりまして今後の空き家対策を全体的にどう言う形でもっていき今まで総務課での所管を私が事務を引き継ぎながら進めてまいりましたが今後も今後、役場の内部としてどこが所管しながら重点的に推進していくかと言うところでは、関係課が集まった中で色々と協議検討した中で防災対策室に担っていただいて危険家屋に至る前までの管理を重点的に防災対策室の事務と言う形では、少々中心的な役割と言う事になりました。基本的には、管理の徹底も含めて消防署からも空き家対策の防犯体制もありましたので、これも含めて全体的に適正な管理も含めながら役場全体として引き続き関係課も集まりながら、この対策を取りつつその中心的な役割として防災対策室と事務局を担っていただくと言う様な事で、条例の提案に至っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 具体的な内容は、既に先ほど今後その実態調査と言う様なお話もございました。前回、町内全部で79戸の空き家を確認されていると言う答弁がでている中で、これからの作業を効率的に進めていく上で、どの様な方向性を示していくのか、先ほどからでている対策計画があって具体的な事が進んで行くんだろうと思うんです。今、素案的なものが出来ているとか、前回では29年度内に総合的なものは、策定したいと言う様なお話もあった中でその進捗状況及び計画の策定まで、この協議会に諮って成案になってから町民なり議会に示すつもりなのか、それとも策定前の段階でその内容等を相談いただけるのか、今後1年間をかけてこの協議会でもんで計画を成案にして行くと言うお考えなのか、それとも既にもっと迅速に進めて行くと言う計画があるのか、要するに対策の実施に向けた取り組みそれがあるのであれば示しいただきたいと思えます。

○10番（田甫哲朗君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まずこの空き家対策の計画の素案の関係でございます。議員の皆さんには、これまで今年の3月末に作成をしていると言う事で、それ以降に議員の皆さんにお示しする機会がありませんでした。この様な場面が整いましたら、お示ししたいと思っております。その内容でございますけれども、まず三つの大きな項目が素案にございまして、まず1つが計画の方針と言う事で条例にも載っておりますとおり目的に沿って基本方針といたしましては、町民の生活環境に対する重大な損傷の発生防止に取り組むと言う事が大きな方針としていると言う事、それと条

例にありますけれども空き家等、特定空き家等に分けると言う事、計画期間については平成34年までの5年間と言う事でございます。

大きい項目の2つ目といたしましては、この空き家対策についてですが、まず空き家の調査を行う、そしてその調査を基に空き家等のデータベースを諮る、データベースの作成をする、そして所有者等に対しまして適切な管理の促進、これに対する支援などを行っていききたいと言うふうな部分の計画でございます。

3つ目といたしましては、この計画を進めるにあたっての体制づくりと言う事で相談の窓口の設置また庁舎内には、役場の関係する各課それと浜中消防署で組織いたします浜中町の空き家等対策検討会議と言うものを設けてございまして、今年度は、既に2回開催、昨年度6回開催していると言う事で内容を協議していくと言う部分もでございます。また条例にもありますけれども協議会の設置も考えております。それで空き家の現在の現状と言う事でございますけれども、総務課の方で調査を行った件数75件と言う数字が出ておりますけれども、その後、今年の3月から4月にかけて再度、各自治会町内会の会長さん宛に空き家の情報提供を求めてございます。また各役場内の各課からも情報提供をいただくと言う事で取り組みを進めております情報それと先ほどの2年前に調査いたしました75件この部分含めて現在、空き家の実態の調査を現在行っていると言う事でございまして、この調査につきましては9月くらいには、調査を終えて台帳化を図っていくと言う事で考えてございます。

それと協議会の関係でございまして、この条例が制定されてから条例施行規則それと協議会の要綱を制定いたしまして協議会を設置して先ほど言いました計画の素案の審議をしていただくと言う事でございます。その審議の後、今度は空き家等のデータベース化して状況が分かってくるので、その分析をしまして特定空き家になるのか、普通の空き家になるのかと言う様な分析も含めて行っていききたいと言う事ですので、特定空き家の判定作業は9月以降になるのかなと思ってございまして、この判定作業を経て最終的には、特定空き家の認定をされる予定です。その後に指導あるいは助言が入って行くと言う状況になろうかなと思ってございます。それで協議会の方には、この判定の部分に關しまして判定をしていただき、その判定を基に町として特定空き家を認定していくと言う事になろうかなと思ってございます。この計画につきましては、協議会の議論を経まして9月頃を目途に成案にして行くと言う事で、その後ホームページ上でも公表していききたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 議長にお願いですけれども、この資料として詳細な規則と素案で結構ですので計画内容等を資料として、提示いただきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 議会に対する説明と言う形の中で、それは私の方で取り計らいます。

○10番（田甫哲朗君） それで今の説明でしたら9月までに再度実態調査を終了し、この計画も9月中を目途の成案にしたいと言う事でありました。ぜひ動いていただきたいし、この計画の中でどの様なものが施策として盛り込まれているのかは、見なければ分からない訳ですけれども、特定空き家となっている物件もありますけれども、それらに対する補助をこの段階で運用を始めて勧告なり命令を下して除却に応じないと言う場合に初めて補助と言うものを実施しようかと言う様な事で条例、計画ができて空き家の所有者に管理なり解体する様に命じたり何らかの町側の動きがあった場合にある程度動かされる方がおられると思うんです。自前で解体する方もおられると思うんです。そうなった場合、後で補助と言うものが仮に実施されたとなれば、この様な不公平な話になるかと言う話にもなって来ると思うんです。これは、仮にその様な補助的な事を考えるとなれば最初から、しっかりと施策として盛り込んで実施していくべきかと思しますので確認だけさせて下さい。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。その除去に対する補助の関係でございますけれども計画の中に現在、素案でありますけれども、その中に除去に関する支援制度で実際できるのが成案として9月を目途にしていると言う事にしておりますし、仮にスムーズにいくとしても、それ以降になってしまうと言う事でございます。

それと特定空き家の認定の関係でございますけれども、こちらも9月くらいにデータベース化、台帳化にしてその後、判定作業に入っていくと言う事で、こちらは12月くらいになってしまうのかなと思いますので議員おっしゃいますとおり町から空き家の除却、助言なり、指導と言う形で行いますけれども、やはり制度が今年度できるか、来年度できるかと言う事は、申し上げられません。もしあるとすれば一定の配慮をしたいなと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今、空き家等の適正管理に関する条例と言う事で提案されましたけれども、対策協議会これは、どう言う部分に発揮されるのか。

先ほどの話でいきますと要綱なりを作るための審議あるいは計画を作る、それについても審議をすると言う事であります。そして尚且つ特定空き家と認定するための調査等も行われるのかなと言うふうに思っていますが、その辺の見解を改めて確認をしておきたいなと言うふうに思っています。

それともう1点この条例に関しては、特定空き家をどの様に処理していくのかと言う様な事に重点が置かれておりますけれども、この空き家の有効活用こう言った部分については、一切触れていない様な気がするんですよ。今後、計画の中で位置づけされるのかなと思っておりますけれども、私は、以前も質問してはいますが空き家バンクは、これから移住定住を図る上では、良いものについては、所有者の了解を得て、これをリフォームして町が取得し空き家として移住定住に使うと言う事も考えられるのではないかなと言う話もしています。それについては、今後検討していきますよと言う事でした。先ほど1番議員の一般質問でもありましたけれども、やっぱり陸廻り対策とか、その様な部分にも繋がると思うんです。時期的な部分でちょっと暮らしをすると言う、浜中町でやると企画財政の方で今進めていますけれども周知して迎えると言う対策もやっていますから、そんな部分が見えない様な気がします。その辺は、どの場面でどの様に対応していくのかと言う事が今後、目指さなければならないと思いますので、考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず協議会の関係でございますけれども、先ほどから御説明申し上げておりますけれども、この空き家等の対策の計画の作成に関わっていただくと言う事、その計画の実施に関しての部分これの意見をいただきたいと言う事でございますので例えば特定空き家の判定もこの協議会の中で審議をしていただきたいと思っております。その他の施策につきまして例えば除却に対する補助金あるいは空き家バンクの関係も計画として立案しましたら協議会の方にも審議を図っていき様々な御意見いただいて施策に生かしていきたいと考えてございます。

それと条例の関係については、除却の関係がほとんど盛り込まれていると言う事でございます。これは、やはり空き家が今後、特定空き家になって地域に及ぼす影響も大きいと言う事では、この除却の部分を条例化すると言う事で今回をつくっております。そ

れで利活用につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、今回の計画の中で盛り込んでございます。やはり空き家等の利活用の部分についても触れられておりますので、その様な事で対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから議案第35号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、原案どおり可決されました。

◎日程第13 報告第36号 浜中町漁業近代化資金利子補給条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第13議案第36号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第36号「浜中町漁業近代化資金利子補給条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

漁業近代化資金の利子補給につきましては、漁業者等の経営の安定を図るために必要な資金の貸付に対しての利子補給を行い、もって本町漁業の振興を図ることを目的にこれまで実施してきました。

本年度より新たに当該資金の貸付に係る保証料の補助について、浜中町漁業近代化資金利子補給条例の改正が必要となったところであります。

改正の内容につきましては、利子補給率が条例に規定する率を下回った場合に限り、その率の差の範囲内で保証料を補助することができる旨の規定、漁業近代化資金に対す

る利子補給を定めた現行条例の条文規定内容の整備、また引用規定その他文言の改正を内容として条例の全部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日等は、公布の日としており改正後の条例の規定は平成30年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、水産課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） （議案第36号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第36号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第37号 浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第15 報告第38号 浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第16 報告第39号 浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第37号ないし日程第16 議案第39号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第37号 「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第38号 「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第39号 「浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）が平成30年3月22日公布されたことから、平成30年第1回定例会で議決いただいた条例に関し、関連する規定の所要の改正が必要となり、併せて文言等の規定の整備を行うものであります。

議案第37号 「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の主な内容では、共生型サービスに関して、第5条及び第46条に規定する訪問介護員等の定義の根拠となる引用規定の改正、併せて規定の形式的整理及び文言の整備を行うものです。

次に議案第38号 「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、第4条において、認知症を定義する引用規定である介護保険法の条項を特定するための改正を行うものです。

次に議案第39号 「浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、第4条第1項第3号に規定する地域包括支援センターの職員の基準に関し、主任介護支援専門員の定義に係る引用規定を改めるとともに、平成30年条例第17号の附則に定める第2条の経過措置を削り、併せて第1条の見出し及び条名を削る改正を行うもので、この改正

により主任介護支援専門員の定義の根拠に関しては、介護保険法施行規則の規定を準用されることとなります。

なお、この条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっており、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第37号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会 午後 5時 5分)

